

## 平成26年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月12日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	9
1番 小杉修一 議員	9
3番 常山知子 議員	15
10番 林豊 議員	21
12番 内海勝男 議員	31
○町長提出議案の報告及び一括上程	41
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第13号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第14号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第15号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	44
・議案第16号 平成26年度皆野町一般会計補正予算(第1号)	
○日程の追加	52
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	52
・同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第3号の説明、質疑、討論、採決	53
・同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願の審査報告	53
○平成26年請願第1号の報告、質疑、採決	54
・平成26年請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願書	

○請願の審査	5 4
○請願第 2 号の上程、委員会付託	5 5
・請願第 2 号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願書	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	5 5
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	5 6
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	5 8
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	5 8
○議決事件の字句及び数字等の整理	5 9
○閉会について	5 9
○閉 会	5 9

○ 招 集 告 示

皆野町告示第42号

平成26年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月6日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成26年6月12日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

## 平成26年第2回皆野町議会定例会 第1日

平成26年6月12日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

10 番 林 豊 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第13号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成26年請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願書の報告、質疑、採決

1、請願の審査

1、請願第2号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願書の上程、委員会付託

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時04分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	四方田勝吉
健康福祉 課長	浅見広行	参事兼 税務課長	大澤康男
産業観光 課長	大塚宏	参事兼 建設課長	小宮健一
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

参事兼 事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
-------------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時04分)

- 議長(四方田 実議員) おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成26年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長(四方田 実議員) 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長(四方田 実議員) 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

雨が極めて少なく、乾燥した35度にもなる真夏日が長く続きましたが、一転して長雨の日々が多くなり、災害をも懸念される梅雨空が続いています。

本日は、平成26年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、常日ごろから地域づくり、まちづくりにご尽力を賜り、敬意を表する次第であります。

ここで、一昨日の秩父市立尾田蒔小学校のプール事故後の対応につきまして申し上げます。6月10日、午前11時過ぎ、尾田蒔小において水泳の授業中に6年生の女子がプール内で意識不明の重体になる事故が発生しました。このため、町教育委員会では、事故当日の午後に町内各小中学校及び幼稚園に対し、プールにおける水泳授業の安全確保の再確認を指示しました。翌朝にはさらに安全管理の強化を含め、安全確保の徹底を図るよう通知いたしました。このような事故が起こらないよう、さらに安全第一の水泳授業を進めていくよう指示したところであります。

次に、秩父高原牧場のポピーまつりですが、ことしからイベントの運営を実行委員会方式により開催し、晴天にも恵まれまして、3万人の入場者があり、協力金も500万円を大きく超え、大変にぎやかに極めて成功裏に終わりました。

道の駅みなものにつきましては、農産物直売所のレジ客数が年間18万人、売上額が4,800万円増の3億1,200万円となっています。これは農産物直売部会の消費者ニーズに応えた品ぞろえであるとともに、今も道の駅登録効果が続いている状況にあると言えます。

交通事故死ゼロの日が続いています。本日で1,298日となりました。越生町、鳩山町に続いて、県下第3位にあります。これは交通安全団体の皆様の啓発、啓蒙活動や町民の交通マナーの高さによるものであります。一日でも、一年でも延ばしたい、大変価値ある記録であります。

新たな子育て支援、定住促進住宅助成制度におきましては、既に10世帯がそれぞれ100万円前後の補助金の交付決定を受けています。このため、本定例会で追加補正予算をお願いすることになりました。

次に、第46回秩父音頭まつりコンクールにつきましては、3回の特別委員会におきまして、まつりの骨格を熱心に議論いただきました。6月23日の全体会議に諮り、寄附募集など具体的なまつりの準備が始まる運びとなりました。ことしも町を挙げてのにぎやかなまつりになりますようお願いするところであります。

本定例会におきましてご審議賜る町長提出議案は6件であります。よろしくご審議をいただき、可決いただけますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。



### ◎議事日程の報告

○議長（四方田 実議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 宮 前 司 議員

3番 常 山 知 子 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの2日間と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月26日、秩父市吉田総合支所で開催の秩父地域議長会第4回定例会に副議長と出席しました。

月が変わりまして、4月19日、小鹿野町で開催された小鹿野春まつり・観光懇談会に出席しました。

月が変わりまして、5月18日、東秩父村で開催された和紙の里文化フェスティバル観光懇談会に、26日、吉田総合支所で開催の秩父地域議長会定期総会に副議長と出席しました。27日、東京メルパルクホールで開催された全国町村議長会・正副議長合同研修会に副議長に出席をいただきました。

月が変わりまして、6月2日、秩父市で開催された3議員連盟役員会に副議長と出席しました。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いをいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 小杉修一です。皆野・長瀬上下水道組合議会からの報告をさせていただきます。

さきの3月定例会より今までご苦労いただいた大澤金作議員にかわり、若林光雄議員が入られ、また常山知子議員、宮前司議員と私とでお世話になっております。

その報告、1点目、本年4月1日より秩父地域水道合併準備室が開設されました。皆野町からも職員が1名出向いただいておりますが、先般の委員会で規約が改正され、広域のほうからも1名参加いただくこととなりました。

2点目、昨年来動き出した道の駅みな周辺の下水道化におきましては、県との協議が順調に進む中、今月6日、入札が済み、設計の発注の段階に入っております。事務局に見通しを伺ったところ、10月ごろの工事着工を考えているとのことでございます。

3点目、昨年度開始された市町村管理型の浄化槽についてであります。これは荒川上流域の水をきれいにという趣旨のもと、昨年度早速42基の市町村管理型浄化槽が設置されました。そして、本年度は当初予算において40基が見込まれている状況でございます。

以上、簡単でございますが、ご報告させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議会議員からの組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

組合議会の全員協議会並びに臨時議会の報告となります。

まず、議会全員協議会が5月27日に開催されました。その議事は、議会人事であります。これは議会閉会中に市町選出の広域議員の交代が9名あったことに伴うものであります。秩父市8名、本皆野町議会からは承知のとおり、大澤径子議員が四方田実議員からかわっております。議員の自己紹介並びに事務局幹部、消防署幹部職員の紹介セレモニーの後、議員の議席、常任委員会の所属、議長の選出方法等について、その後ですけれども、6月3日の議会臨時会の前に審議し、人事も内定しておくというものであります。

次に、議会臨時会、6月3日の報告をいたします。議長欠員のため、副議長の私が議長の職務を行う中で、議席の指定、新議員の挨拶、そして指名推選選挙により、新議長に秩父市議会の松澤一雄議員が当選されました。新議長のもと、管理者提出議案4件の審議が行われ、まず1件は、広域職員の特別休暇の改正についての専決処分の議案でありました。職員が養育する小学生就学前の子供がけがや病気にかかった場合、特別休暇を5日間取得できるという条例を中学校就学前と改正するというものであります。

2件目であります。25年度一般会計補正予算の専決処分についてであります。補助金等の決定により、15万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億3,041万4,000円とするものであります。

3件目の議案は、26年度一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,880万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億8,667万1,000円とするものであります。主には消防西分署の工事請負費等によるものであります。

次に、工事請負契約変更の締結についてであります。消防署西分署庁舎建設の工事が現在進められておりますが、消費税5%と8%の差の増加額930万円を加算し、契約変更契約を締結することについての議決を求めるというものであります。これら審議の結果、4件とも議決されました。

もう一点報告させていただきます。ただいま報告しました臨時会の後に、同日であります。全員協議会が行われました。新火葬場の建設事業実施設計の中間報告でありました。実施設計は、本6月までに完了し、入札をことし、26年12月予定とのことであります。新火葬場の業務開始は28年10月、完成は29年3月、これは予定どおりであります。あわせ、実施設計の内装改装図が手元にありますので、議会事務局にしばらく置きたいと思っておりますので、見ていただきたいと思っております。

以上で広域市町村圏組合議会報告を終わります。以上です。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。



#### ◎行政報告

○議長（四方田 実議員） 日程第4、行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

○町長（石木戸道也） 特別ありません。

○議長（四方田 実議員） なしということでございます。

これで行政報告を終わります。



#### ◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 小杉修一です。先ほど町長のご挨拶にもありましたが、ことしの天空のポピーは、物すごいにぎわいでありましたが、産業観光課及び関係者の皆さん、またバスの運行をされた方々や暑い中、駐車場の誘導を頑張ってくださいましたシルバーの方々には大変ご苦勞をいただきました。この後の議員

各位からも称賛の声が上がると思われます。いずれにいたしましても、皆野町には自然、美しい景色、すぐれたものがあるということではないでしょうか。前は土京溪谷の遊歩道の提唱もございました。そして、これらの発展を期するとき、それは道の駅みななの存在がさらに大きくなるものと考えられます。緑深まる季節です。朝、ウグイスの声に目覚め、ちょっと出かけて天空のポピーに心を満たす。やがてホテルの光に癒される。今回はこのような皆野町にあって、その自然を大切にしていけることを含め、日常の問題をお聞きしたいと思えます。

まず、質問の1項めですが、町道皆野94号線の見通しについてであります。今月6日に行われた産業建設常任委員会の視察でもご案内いただきましたが、町道皆野94号線は、昨年度において実施し得るあらゆる幅の拡幅工事が完了し、重要な生活道路にあって、大変通行・排水等が改善されたと見受けられます。ここまで来ますと、やはりせつかくですので、南の県道のところ、皆野小学校脇と踏切の拡幅を早期にとり行い、地域住民の期待に応えていただきたいと考えます。雇用促進住宅前の出入り口は整備の見通しが立ったとお聞きしておりますが、この踏切及び全線整備の今後の見通しをお聞かせください。

次に、質問の2項めですが、田野沢の清流を守り続けるご努力についてであります。ことしもNPO法人田野沢清流会主催の幼稚園児によるホテルの幼虫放流会の写真が町報4月号の表紙を飾りました。これです。教育長と「み～な」ちゃん、それにわざわざ出向かれた「コバトン」君も写っております。NPO法人田野沢清流会におかれては、きれいな水流にしか生息しない、ホテルの幼虫の餌となるカワニナを守るべく、1年間を通じて沢・山林の清掃等大変な労力を費やし続けておられます。恒久的なご努力であります。

そこで、①、町は田野沢清流会をどのように認識し、また②、皆野町においても今や大変希少となったホテルをどのように考えられますか。私は積極的に支援あるいは保護するべく願いますが、ご見解をお聞かせください。

次に、質問の3項め、防災行政無線による「防災みなの」の放送についてであります。「こちらは防災みなのです」と言って始まる放送で、例えばポピーまつりのお知らせだとか、あるいは納税のお知らせだとか、また昨日来は議会のお知らせもしていますが、少々違和感があります。なぜ「防災みなの」なのですか。

先月18日、日曜日のケースを紹介させていただきます。午後3時前に何か大変なことが発生して、約30分間にわたり140号バイパスをサイレンを鳴らした何台もの緊急車両が走っていたさなかに、「こちらは防災みなのです」と言って固定資産税の納付の案内が放送されましたが、結局肝心の緊急出動の原因は放送されませんでした。本当の「防災みなの」は取り置かれた感がありました。安心・安全なまちづくりにおいて、この慣習はいかが考えられますか。

以上3項目、5点ほどになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えします。

1番の町道皆野94号線改良工事の見通しについてお答えします。本路線は、駒形区内の県道と幹線町道を結ぶ住宅の多い地域の生活道路でございます。狭隘な道路のため、3年前から改良工事を進めました。県道からの起点部と秩父鉄道の踏切部を除き拡幅できました。引き続き関係地権者の同意を得るべく努力をしております。また、踏切改良については多額の工事費を要しますので、他路線を含め拡幅改良工事

を優先的に進めながら順次進めてまいります。

2番目の田野沢の清流を守り続ける努力についての質問にお答えします。NPO法人田野沢清流会をどのように認識しているかとのことですが、ホタル幼虫放流会を初め、ホタル鑑賞会や彼岸花におけるイベントなどの取り組みをしている田野沢を中心とした環境団体であるようであります。このほか、皆野寄居バイパスの施設関係の管理等の仕事も行っているように聞いています。NPO法人田野沢清流会は、このような多彩な活動や事業を行っている団体であると認識をしております。ことしも3月6日に第8回皆野幼稚園児ホタル幼虫放流会が行われました。里山の自然とのふれあいの自然環境体験学習として、大変よい取り組みであると認識をしております。皆野幼稚園児ホタル幼虫放流会においては、従来から町、教育委員会、埼玉県秩父地域振興センター、埼玉県道路公社皆野寄居バイパス管理事務所において後援という形で支援をしております。引き続き広報等により活動のPRや後援の形で支援をまいります。各種団体の補助金に対する町の基本方針について、環境関係を所管する町民生活課長から説明をいただきます。

3番、防災行政無線に関する質問につきましては、総務課長から答弁をいただきます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書の2番、田野沢清流会への補助についてお答えします。

各種団体の補助金に対する町の基本方針でございますが、「皆野町リフレッシュプラン05」に基づきまして、団体や協議会への補助金は、事業、活動の立ち上げ補助を基本としております。設立の目的、趣旨がおおむね達成し、設立から5年から10年程度経過している場合は、実績報告書などを精査し、廃止や削減を行っております。NPO法人田野沢清流会は平成16年6月に設立してから10年が経過しており、この間、ホタル観賞のイベントなどの取り組みを通じて田野沢や周辺山林の清掃等にご尽力いただき、その活動は法人独自の財政により維持されているものと認識しております。代表者の方から町への補助金交付の打診もなく、また団体運営費が困窮しているという状況も聞き及んでおりません。このことから、この団体に対する補助金については、現時点で対象にならないものと考えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんから通告がありました3番目の質問事項、防災行政無線による「防災みなの」の放送について回答をいたします。

緊急車両のサイレンが聞こえる中、「こちらは防災みなのです」と始まれば、放送はサイレンに関係あるものだと考えてしまうのは当然のことだと思います。そうして待っていたところ、サイレンとは関係のないお知らせが始まれば、議員と同じように感じられた方がほかにもおられるのではないかと思います。今回のことは、既に登録されておりました3時の定時放送と緊急車両の走行がたまたま重なってしまったものであります。町内で発生した火災につきましては、町民の生命、財産に直接かかわります重要な情報であることと、消防団員への活動情報の提供として、防災行政無線により放送を行っております。サイレンを鳴らして町内を走る緊急車両の放送は、ご指摘のとおり、行っておりません。

なぜ「防災みなの」なのかとのご質問でございますが、防災行政無線によるお知らせは、火災等の非常事態を知らせる緊急通信によるもの、町の行政についてお知らせをする一般通信によるお知らせの2種類

がございます。放送の始まりのアナウンスを放送内容に合わせて変えることができないかということになりますが、毎日定時に行っておりますお昼、午後5時、午後6時のメロディーと秩父消防署からの放送を除き、電波法等の規定により、放送の初めには「こちらは防災みなのです」、終わりには「以上、防災みなのです」と、皆野町の国から免許を受けました防災無線局の識別信号である「防災みなの」を入れたアナウンスをし、その次にお知らせに入っております。「防災みなの」は皆野町の防災無線局の識別信号であり、いわゆる無線局のコールサインになりますので、自由に変えることができないことをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 再質問をさせていただきます。

まず、順序立てていきますが、町道皆野94号線についてでございますが、今回は建設課長の労をねぎらったか、町長がじきじきにご答弁いただきましたが、視察のときも現地を拝見させていただきまして、日ごろ建設課に伺ったときも、折に触れその辺の話もお聞きしてあるところはあるのですが、今回の件でまず1点、出入口の関係なのですが、地権者の方の都合というのが大変あったようですけれども、そのようなケースは割合発生し得るものかとは思いますが、今回の場合は今までとちょっと予想が若干違うかなという感を持っております。というのは、町が拡幅整備のためのある程度予定されているところを打診されておったのでしようが、それにちょっと違うような形で新築をされている感がございますので、今までは既存の建物が提供されるかされないかというレベルの話が一般的なのかなというところで、基準法的には道路中心線から2メートルさえ守れば、後退を守っていただければという基準法的なものはあるのでしようけれども、今回計画されているところにちょっと大きな障害が発生してしまっているというのが客観的に見ても、当地の皆さんも何か危惧されておるわけで、これを何としてもほかのもので、決してそのようなことはまたなつてはいかないと思うのですけれども、それを前例とならなくなるべく、今後ともご努力いただきたいなという感想を持っておりますので、どうぞその辺よろしく願いいたします。

それで、大変いい道がそれでもできまして、地域の皆さん喜んでおりますけれども、何としてもあそこまでいきますと実際踏切を、逆に今まで以上に調子よく走ってきたら踏切が狭いという感じが出てしまっている現実がありますので、もうここまで来たら、そんなに遠慮することなく、予算の問題はあるのでしようけれども、秩父鉄道と早期に交渉いただけたらと思っておりますが、よろしく願いいたします。何かその辺ございましたら、お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の再質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、町道皆野94号線、県道との交差点につきまして、一部道路の改良工事の予定の土地、その一部に住宅が建っております。ただ、町といたしましても、個人の権利はそれなりに尊重をすべきでありまして、それを無理に工事をするところは現在のところできません。ただ、町としまして、地域住民の拡幅への熱意がある以上、町としましても用地の取得、工事の実施に向けまして今後とも努力をしておりますというふうにご存じます。

また、秩父鉄道の踏切の改良につきましては、地区住民の長年の念願であり、また危険な踏切であるということは、重々承知をしております。秩父鉄道等とも協議を早期に進めるように、また拡幅に向けて工事ができるように町内部でも検討を進めてまいりたいというふうにご存じます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） とにかくこのようなケース多々あるわけですので、大変でしょうけれども、どうかめげずにこれからも頑張っていたきたいということ、であるならば後退部分の4メートルでも整備して全線をいいものにしていただきたいと思います。

次に、田野沢の清流を守っていただいていることについてであります。町民生活課長に調べていただいて、おおむねそんなような感じかなというところもありますけれども、毎年この「広報みなの」、この時期になるとこれが撮られて、皆野町は後援だということで、後援だと言って何を後援しているのかなと思うところがあるのですけれども、まず写真が載るからPRになっているかなと、私がいいように感じるのですけれども、せっかくですからポピーまつりも、ポピーまつりはもう町主体でやられて、大変産業観光課長に頑張ってもらって、盛大にできたようだけれども、あちこちにポピーまつりは案内の、捨て看板というのですか、看板がたくさん立ってますけれども、どうですか、このホテルまつりは捨て看板ではなくて、私が思うには、旗なんかどうでしょうか。ホテルの里、旗、予算の関係もあるのでしょうか、30本か50本か、そのぐらいつくっていただきまして、くれるとまた何だかんだと、町が持っていたらどうですか。その時期になったら道の駅あたりに数本、ちょんちょんとその辺に揚げると、興味ある人は、「ああ、皆野町はホテルの里なんだ」というふうに、また違う認識も発生します。来年もこれ撮るのだと思うのですけれども、来年は今度は、教育長ね、教育長、ふだん着でいらっしゃいますけれども、その旗を持っていただく、ホテルの里。旗を持っていただいて、「み～な」ちゃんと「コバトン」君にもホテルの里という旗をぜひ持っていただいて、資金の関係があるから、皆野町が丁重に管理をします。そこに新しい倉庫も今年度予算で大きいのが、ちょっと大きくなってできるでしょうから、しまっておかれてもいいのかなと、そのような感じがいたしまして、教育長にもちょっと見解をお伺いしたいところなのですが、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） すばらしいアイデア、ありがとうございます。ただ、数年前まではホテルまつりにそれぞれ大々的に宣伝をしていたのですけれども、收拾がつかなくなる。そして、夜は光が当たるとホテルが見えなくなってしまうということで、さらに私たちも楽しみたいというふうなことがあります、清流を守る方たちが「来ていただくのはいいんだけど、車に乗ってこないで、大々的にどこだという場所を知らせない」というふうなことをおっしゃっていました。そんなわけで、ここ数年間案内も出さないし、ただ、大きなチラシとして、ホテルが飛び立ちますよというふうなお話をしているようです。一時、ポピーもそうですけれども、それから桜まつりもそうでしたけれども、テレビ放映、全国的に放映されると突然人が集まる、そんなふうな心配もあるみたいです。

それともう一つ、この田野沢清流会について、ホテル放流会ですけれども、非常にありがたいな、すばらしい活動だな、そんなふうにあります。そして、それを使わせていただいて、活用させていただいて、子供たちが環境教育に少しでも目覚めていただける、そんなふうなことを私は願っているところです。したがって、いつもホテル始まる前に、いろんなところの方たちが参加していますので、挨拶をさせていただくのですけれども、子供たちに対しては、水はすぐ汚れるよ。特にみそ汁1杯、大体200cc、これを水に流して、魚がすめるようになるまでは、どのくらいのきれいな水が必要なのかな。お風呂の水330リットルとして、4.7杯必要なのです。みそ汁1杯で魚がすめるようになるまで。そういうふうな話をして

あげて、「ですからお勝手からお母さんと一緒になるべく汚れた水を流さないようにしてよね」。「はい」。汚い水は流さないのだからというのが、そういうところで子供たちに自然に身についてくるのかな。そして、そういうふうなきれいな水でホタルが育って、そのためのカワニナを育てて、そして自然を残していきたい。そんなふうな気がしているところですけども。

ですから、後援ということで、写真、表紙に出たのはたまたまなのですけども、後援ということで、名義後援でいいですよというふうに言っています。名義を、皆野町教育委員会で後押ししていますよ、そういうふうなことをしていただいているのでいいですからと代表者の方にはお話しただいて、このところずっとそんなふうにさせていただいているところです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのようなことなのでしょうけれども、それで小さい子供たちが現実にあのホタルを、今度は夜見る場面があるかと。小さいときに、我々が子供のころはいろんな昆虫がいて、最近は何も飛ぶなくなっている。春なんて言えば、モンシロチョウ、たまに黄色いチョウチョウが来ると、うれしくて、そっちを本気で追いかけたり、セミは鳴きまくっていたし、そういった自然が少しやはり全国的にでしょうけれども、この皆野町においても大変変わってきている。そういう中であって、子供たちが小さいときにあのホタルの情緒に、暗闇の中で光るあれは何でしょうか、癒やしていいのでしょうか、そういうのに触れる機会も、ぜひそういう機会をつくっていく町であれば、ホタルの里、大々的に言わなくてもいいのですけれども、ちょっと感じが、道の駅の辺も感じがよくなるのも、これもまたいいのかなというところを感じておりますので、ご検討いただけたらと思います。

○議長（四方田 実議員） 答えはいいですか。

○1番（小杉修一議員） ええ。それで、できますれば、田野沢にかかわらず、あちこちでまたホタルが復活できればいいのかなと、これは願望にすぎないのですけれども、ホタルそのものというのは大変難しい生き物みたいですので、田野沢清流会の努力に期待して、常にそれを後方でがっちり支援しているという体制はとり続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、防災無線のほうの再質問をさせていただきますが、「防災みなのです」、単純な町民の疑問に総務課長が静かではあります、明確に答えていただいたような気がいたします。無線の免許の関係で、それを言わなくてはいけないと、それが認識番号だとか、こういう認識を持ちましたけれども、多くの町民がちょっと違和感を持っていたところですので、ここで、今回の答弁で「なるほど」というところがございまして、私もそれを今度は紹介させていただきます、あれは防災無線を使っている免許上の信号みたいなものだよと、そのような説明をさせていただこうかと思うのですけれども、本当の防災になったら今度は少し変わりますかね。「防災みなのです」で始まって、今度は変わるという場面もないのでしょうか、だからそのところなのですよ。「防災みなのです」と言い続けて、「防災みなのです」ではない内容になれてしまっていて、「本当の防災みなのです」というのもまた変でしょうから、そのようなことがないのを願うしかないわけで、とりあえずそのような状況だということで今回は理解いたしまして、少し知恵を絞って、その免許のくれる方に違うふうな発信をしてもいいかという、そのような問い合わせができるものか、できなくもないような気がするのですけれども、できないのでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 小杉議員さんの再質問にお答えをいたします。

今のご質問あったことを県の危機管理課、防災部のほうへ話をさせていただきたいと存じます。

それと、今おっしゃられましたが、先ほど答弁いたしましたように、「防災みなの」を入れた後にアナウンスに入っております。「防災みなのです」の後に、お知らせを担当いたします、例えば「総務課からお知らせをいたします」、「税務課からお知らせいたします」というように担当課を入れておりますので、この部分にまた違った、緊急な場合には文言を入れることは可能かと考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 小杉議員。

○1番（小杉修一議員） 一応問い合わせいただくということで、また違う展開ができれば防災行政無線がちょっといい感じになるのかなというところが期待できますので、ぜひその辺を大いに検討されて、よろしく願いいたします。

以上です。

---

○議長（四方田 実議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、先ほどの小杉議員のほうからも、ポピーまつりが本当に天気にも恵まれて盛大に行われたということ、それがよかったと思うのですが、本当にその下でそのポピーまつりを支えてくれた人、町の職員、それからシルバーの方、運転手の方、本当にご苦労さまでしたと言いたいところです。そして、ぜひこれは町長にもお願いしたいのですが、土、日に出勤した職員、もう3週間も続きました。そういう方たちが、その職員にしっかりと代替休暇がとれるように配慮していただくようお願いしておきます。

さて、初めに今、安倍政権が海外で戦争する国づくりの準備を着々と進めています。昨年12月には、政府に都合の悪い情報は国民に隠してしまう特定秘密保護法を成立させました。この5月には、安倍首相は集団的自衛権の行使ができるよう憲法解釈の変更を検討すると表明し、この国会中に憲法解釈の変更を閣議決定する動きです。二度と戦争はしないと誓った憲法9条を骨抜きにし、憲法解釈で集団的自衛権の行使、つまり日本が攻撃されていなくても、ほかの国のために武力を使うということを認めてしまうことに多くの国民が危機感を持っています。日本はこれまで日本国憲法のもと、軍事力に頼らず、平和を築き、戦後67年間戦争をせず、日本国の名でほかの国の人を殺さず、自衛隊を死なせずにきました。憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあります。戦争をするのは政府です。政府が起こす戦争で苦しむのは私たち国民です。二度と戦争を起こしてはならないという決意が憲法から伝わってきます。憲法を守るべき政府が海外で戦争する国へ向かおうとしている状況にストップをかけなければなりません。

また、終盤の国会では、地方自治体にも大きくかかわってくる医療・介護総合法案が審議されています。この法案の中には、介護保険の要支援1、2の人を介護保険給付の対象から外し、市町村の地域支援事業に移されることにより、自治体によってサービスのばらつきが生まれるおそれがあります。また、特養ホ

ーム入所制限や、利用料が所得によって1割から2割へ引き上げることなどが盛り込まれています。政府は、消費税増税分は全て社会保障に使いますと宣伝するそばから、社会保障の改悪が進められています。

また、派遣法を改悪して、一生派遣労働、首切り自由、残業代ゼロを押しつける労働法制の改悪、教育委員会を形だけのものにし、首長が直接教育に介入することを容認し、教育の独立性を壊す教育委員会改革法案と、さまざまところで国のありようを大きく変える法律がつくられようとしています。

さて、3期目を進める石木戸町政に対し、日本共産党皆野町委員会は町政への申し入れを行いました。今、皆野町は働く事業所が減少し、生まれてくる子供が年々少なくなり、商店街からにぎわいが消えています。また、担い手がなく、荒れた山林や農地が目立ちます。しかし、小さい町は小さいなりに、その特性を生かし、少しでも元気が出るまちづくり、安心して希望の持てるまちづくりを進めていってほしいと思います。

では、質問に入ります。

第1の質問は、山林整備についてです。当町では、この10年間に大雨や大雪などによって小規模な土砂災害が繰り返されて、倒木や、それに伴う土砂崩れなどがふえ、危険度が増しています。2月の大雪被害では、道路脇の倒木で除雪が進まず、1週間も停電が続いた地域もありました。山林の整備について、早急に取り組む必要があります。

1つは、ことし2月の大雪対策の進捗状況についてです。3月議会の質問で、道路沿いの山林について所有者と話し、早急に対策をとるという答弁をいただきましたが、対策はどこまで進んでいますか。

2つ目は、第4次皆野町総合振興計画の林業において、平成23年皆野町森林整備計画に基づき、現在林業の振興と森林の保全についてどう進められていますか。

第2の質問は、地域循環型経済の取り組みです。給食の食材については、現在地元でとれたものも使われていますが、さらに生産者と連携し、計画的に種類や量をふやすなど地域循環型経済の取り組みを一層進めていただきたい。町の考えをお聞きます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えをいたします。

1番の山林整備についてお答えします。山林の理想の姿は、植えて、育てて、切って、使って、また植えるという循環であります。このような循環により、森は若返り、良質の木材の生産とともに、水源涵養、土地の保全や二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など多面的機能により、地球環境の保全が図れます。この循環ができない原因は、木材価格の長期にわたる低迷にあります。また、木材には伐採期がありますので、伐採期を過ぎた多くの木材の需要は減り、品質も低下し、価格の低下につながります。加えて、林業者の高齢化が拍車をかける悪循環となっています。このようなことから、埼玉県では県産材利用住宅に助成金を交付し、県産材の利用拡大と山の環境と緑の再生につなげたいとしています。いずれにしても、林業の振興、再生は重要な問題ですが、具体的な振興策は大変根が深くて難しい問題でありますので、国、地方、林業者において考えていくべきテーマであります。この2月の大雪による除雪作業のおくれや停電の原因となりました倒木について、林道藤原線において倒木が予想される立ち木除去について山林所有者と協議を進めているところであります。おおむね同意が得られそうですので、支障木の伐採に向けて準備を進めてまいります。

2番の地域循環型経済の取り組みについてお答えします。ご質問の学校給食センターでは、地元野菜の使用は現在も行っているところであり、今後地元農産物の種類と量をふやしていくべく、野菜の利用者である給食センターと生産者である農産物直売部会の農家が作付出荷計画等により連携して進めてまいります。現在の給食センター方式が生徒数や学校までの距離を考えても、自校方式と比較してもマイナス要因はないと考えますので、自校方式にする考えはありません。

皆野町森林整備計画については産業観光課長から、給食センターで使用の野菜等については教育次長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 大塚 宏登壇〕

○産業観光課長（大塚 宏） 3番、常山議員の一般質問の通告書に基づき、お答えを申し上げます。

森林整備計画につきましては、皆野町森林整備計画、これが平成25年4月1日から平成35年3月31日を目的としてこの10年間の整備計画を進めるものでございます。この中で計画対象森林面積は、皆野町では4,566ヘクタールと総面積の72%を占めており、この森林につきましては、土地の保全、水源の涵養、CO<sub>2</sub>の吸収・貯蔵、生活環境の保全、保健・休養の場の提供など多面的な機能を有しております。ご指摘のとおり、この森林の保全につきましては、手が入らずに非常に荒れている。その結果、大水、台風あるいは今回の大雪などによって状況がひどくなってきているというご指摘のとおりでございます。

この手つかずになっている一番の要因でございますが、先ほど町長の答弁のとおり、木材価格の低迷によって、間伐あるいは枝打ちなどに投資ができないということが一番の原因でございます。幾ら投資をしても、その回収がなかなか難しいということでございます。現在埼玉県農林公社で行っております公社林、もう一つ、県が直接土地の契約をしております、いわゆる県造林というものがございますが、これらにつきましては、この計画面積で申し上げますと、15.5%をこの公社林、県造林で契約して、主に森林組合のほうで手を入れております。それともう一つ、対人工林に関しましては、26.5%を契約をしております。申し上げますと、人工林の4分の1がこの公社林、県造林という形で手を加えられておりますが、逆を申し上げますと、75%が個人がその手を加えるべき山林となっておりますが、それが、75%が手を加えられていないというのが皆野町の状況でございます。木材の低迷ということが一番の問題でございますが、これらの状況を回避して森林の多面的機能を正常に発揮させるために、町、それから埼玉県、秩父農林振興センター、秩父広域森林組合、森林所有者と連携をして、森林の適正な整備について検討して、推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 3番、常山知子議員さんの一般質問通告書2点目、地域循環型経済の取り組みについての質問の中での現在皆野町給食センターで使っている皆野町産の野菜品目についてお答えさせていただきます。

平成25年度の皆野町学校給食用野菜使用状況実績から申し上げますが、野菜の品目は、タマネギ、ジャガイモ、キャベツ、長ネギ、白菜、大根、サトイモ、ホウレンソウの8品目で、2,608キログラムでした。全野菜使用量のこれは12.7%です。皆野町産野菜の使用品目については、毎年同様ですが、使用量については年々減少傾向のようです。26年度においても、4月、5月に長ネギ、ホウレンソウを使用しております。

す。なお、参考までに、以前は使用しておりましたが、最近使用していない野菜品目は、キュウリ、ゴボウのようです。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、順番に再質問をさせていただきます。

まず最初の森林の整備についてですが、町長が答弁されましたが、本当にこの森林問題は重要な問題です。だからといって、皆野町は県や国に委ねる、それでは後ろ向きだと思います。せっかくこの皆野町の森林整備計画、そういうものもしっかりとつくられているわけですし、やっぱり町も主体的になって取り組んでほしいと思います。そして、まず第1のこの2月の大雪に対する対策は所有者と話し合いが進んでいるということですが、もう伐採をするというか、整備をする、そこまではまだやっていないということですか。本当に最近の異常気象というのがどなたも心配されています。そして、これから夏から秋にかけて台風がやってくるかもしれない。また、ことしの冬のような大雪がいつまた降るかもわかりません。本当に地域の人も大変心配しています。ぜひ話し合い、もうどんどん、どんどん進めてほしいと思うのですよね。やっぱり地権者の意見も聞かなくてはと言うかもしれませんが、やはりその辺は町としても積極的に進めていっていただきたい。当面この災害が起きると生活道を塞いでしまう道路沿いの山林の整備については、ぜひ早急に進めていっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） ですから、先ほど申し上げましたように、今、協議を進めておるところでございます。とおおむね協議が調ってきたと、こういうことでもあります。今議会には間に合いませんでしたけれども、9月議会に補正をお願いをし、その後に伐採を始めていくと、こういうことになろうかと思っております。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） はい、了解いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、次の産業観光課長から答弁があった皆野町の森林整備計画の中、地域が目指すべき森林資源の姿とはということで、先ほど述べられておりましたが、私はここで質問したいのは、山地災害防止機能、それから土壌保全機能、それが山にはありますよね。山地の災害を防ぐ機能と土壌を保全する機能が山には、山林にはあると。そこで、これについて私は機能を発揮する上から、望ましい森林の姿とはどういうことかというのがこの森林計画の中にあるのですけれども、読みます。「下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力にすぐれた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林だと、このような森林整備を町は推進していきます」ということがこの計画の中に書かれているのです。

それで、今現在は本当に町の面積の72%を占める森林、先ほど課長も申しましたけれども、本当に荒れていると、素人の私が見ても本当に「ああ、どうしてこんな状態になっているんだろう」というぐらいに山の状態がわかります。そういうところをやっぱり放っておいて放置すれば、先ほども申しましたように、大雨や大雪によって小規模な土砂災害が繰り返されて、本当に危険度がふえてくるわけです。このような状況の中で、山林の整備を放置しておいてよいのでしょうか。

そういうことで、大雪のためのその整備は補正予算を組んで取り組んでいただくということがわかりましたけれども、またそれとは別に皆野町の山、災害を防ぐために、もちろん先ほど課長がおっしゃったように、本当に材木の値段が下がってしまって、そしてどうしてももうそういうことが森林の整備ができな

なくなりました。そして、その山を守っていく人たちもどんどん少なくなりましたという皆野町の状況、皆野町だけではないと思いますが、そういう状況がありますが、やっぱり災害を防ぐのを考える上にも、この山林の整備というのをやっていく必要があると思います。そして、山の木を全て間伐したからといって安全とは限らない。それは前の答弁で町長も言っていました。そのとおりだと思うのです。私も森林組合の方にお聞きしましたら、山の地形とか、木の育ち方などで手入れの仕方は違うのだと、そういうことを申していました。ですから、まずは山の専門家、その調査が必要だと思うのです。皆野町の山の調査、その調査をして危険度の高いところから整備を行う。こうした計画を町が主体となってやるべきではないのでしょうか。どうでしょう、町長。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 大変難しい提言であるわけでございます。確かに理想とすれば当然下刈りをし、枝打ちをし、その適当な木の間隔を保つことによって、森も生き返るということになるかと思えますけれども、なかなか個人の所有の山林であるわけですし、個人の所有に町がどれだけの助成をしていったらいいかというようなことも今後の検討材料かと思えます。ただ、この間森林に関係するところともちょっと上部機関ですけれども、相談をさせていただいたのですが、来年度あたりからいわゆる森林に手入れができやすいような仕組みを考えていきたいというような話もされております。なおまた、道路沿いの倒木の関係でございまして、私も4月の新しい任期に入りましてから、知事のところにも挨拶に行った折に、その雪害の問題も申し上げました。それらにつきましても、来年度あたりから今よりも何とか助成ができるような方法を考えなければかなというような話も聞いておりますので、今後も地域振興センターとの連携をしっかりとりながら、強く要望もしてまいりたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） はい、わかりました。それで、やっぱり個人の所有者が75%あると、森林の中で。そういうことがあります。それでも調査をして、危険なところはその個人の方に森林の整備をしてほしいということをやっぴり強く町のほうからも提言していく必要あるのではないのでしょうか。

それで、聞くところによると、森林法というのが国のほうでありますよね、林野庁から出している森林法というのが、その中でも平成23年には今度所有者が不明の場合を含む適正森林施業の確保ということで、所有者が不明であっても、行政の裁定によってそういうことがほかの方にやってもらう。間伐を行うことができるようになってきている。そういうふうな制度に進めているということで森林法も一部改正されているようなことも聞きました。ぜひそういう法律も調べていただいて、やはり本当に私が言うのは、山の事故、そういう災害が起きてからでは遅いのだということを申し上げておきたいと思えます。

それで、本当にまたそれからもう一つは、伐採した木材の有効活用、やはりただ切って、そこへ山へ置いておく。それだけではだめですよね。その有効活用についても町は考えていく必要があると思います。そういうことがぜひこれから町長もいろいろと上に申し上げたりして、動かれていると思うのですけれども、これからはぜひその森林の整備については、もう第一の仕事としてやっていっていただきたいと思えます。

以上をもって次の地域循環型の経済の取り組みの再質問を行います。

先ほど教育次長のほうから皆野産の品目を教えていただきました。そして、先日給食センターの栄養教諭の方にも私お話を伺いました。野菜については、まず第一に皆野産を考え、次に埼玉産、そして国産、どうしてもないときは最終的には外国産を使わざるを得ないということをおっしゃっていました。そして、野菜

の下処理についても、全てではまだないけれども、手作業を取り入れていると。そして、それをカレーなどは野菜の形を残すようにして、そうした結果、子供たちにおいしいと言われるようになったそうです。手作業、下処理は本当に時間がかかります。大変ですが、それは規格外の野菜も利用できると思います。ぜひこれからもその栄養教諭の方は野菜について地元産を使っていきたいと、そういう話でした。ぜひ町は給食センターのこの前向きな姿勢、しっかり応えるべきだと思うのです。

それで、先ほども言ったように、その皆野産の野菜というのは減少していると、そういうことも答弁にありましたけれども、本当に皆野町の状況は使いたいけれども、使えない。使う量がない。その栄養教諭さんはいつも使えるのはシイタケぐらいかなと、そんな話もしていました。940食、それに対応する野菜というのは、結構な量になると思うのですが、年々野菜をつくる人が減少していることも事実です。

そこで、これからが本題なのですけれども、町が力を入れてやるということは、農協の産直部会の方、それから野菜をつくっている方、そういう方と力を合わせて、まず生産者の育成、もっともっと町は野菜をつくっている人を掘り起こして参加してもらい、つくり手をふやす、そういう努力をしてほしいのです。それから、つくる野菜も種類もふやしてほしい。そういうことで生産者や農協、給食センターと相談をして、きめ細かい生産計画、そういうのを持つこと、野菜だけでなく、地産地消を進めて、大勢の人が参加することによって、地域循環型の経済が進められるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 農産物直売部会にお願いをして、給食センターで町産の野菜を使っていただくようになってきたわけですが、先ほどの次長の答弁ですと、幾分減少してきているということでございます。確かにこの野菜の作付、特に葉物野菜というのは時期を逸しますと、味も落ちてしまいますし、価値も低下してしまいます。例えばホウレンソウだとか、コマツナだとかというようなものについては、本当にその旬の期間が短いわけでありまして。ですから、先ほどの次長の答弁を聞いておりますと、タマネギであるとか、ジャガイモであるとか、あるいは大根あるいは白菜、いわゆる多少は貯蔵ができるような品目を答弁の中で挙げておりましたけれども、そういうことだろうと思います。いわゆる給食センターと直売部会で綿密なその計画を立てていかないと、なかなか品ぞろえをするということが難しいかと思っております。難しいからしないというわけにもまいりません。質問者の意向はよく理解ができますので、直売部会あるいは農協と連携をとってみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひ前向きに対応していただきたいと思っております。

それで、私今、シルバー人材センターに行っている方をよく知っているの、話を聞きました。サツマイモの植えつけをきのうもやっておりました。そして、シルバーの人はもう全部そういうふうに登録している人に名前を電話をして、いついつこういう作業をやるから来てほしいということで、対応する人が行って、サツマイモの植えつけをします。今までは菊水で焼酎をつくっていたけれども、売れなくなったから、今度は乾燥芋をつくると。それには乾燥芋にはどういうハウスが必要だとか、そういうことをお聞きしました。やっぱり先ほど言いましたように、その生産者をふやす。やっぱりそういうふうにもみんなで相談をして、やっぱり野菜をつくる人、野菜の品目をふやす、そういう人をどんどん募って、やっぱり計画的にやっていくということが子供たちにおいしい野菜を食べさせる、そういうことにもなりますし、やっぱり地元産の野菜を子供たちに食べさせたいという栄養教諭の話もあります。ぜひ本当に前向きに検討していただきたいし、そういう食材をもっと地域で賄えるような、そういうシステムをつくって、それが働

く人の収入にもなるし、生きがいにもつながる。それが私は地域循環型経済だと思っております。ぜひこれからも町長の前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ計画性を持って取り組んでいてもらいたいと思います。

そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時43分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町政に対する一般質問を続いて行います。

---

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして質問をしていきたいと思いますが、昨今いろんなニュースがありまして、本日冒頭で町長の挨拶の中にもありましたように、ある意味では多分件数的には毎年何件かずつ全国では起こる小学校、中学校のプールの事故なのでしょうが、何か今回は秩父市におきまして、かなり早いうちに起こったから、かなり大きな形で取り上げられたというようなこともありまして、ある意味では、改めて町内の小学校においても、また温水プール等においても注意喚起になったのかなというふうに、本当にある意味では大変悲しいことでもあるのですけれども、なれ合いにならないためにはいいのかなというふうなことも感じる、非常に複雑な事態でありました。

また、それよりちょっと前なのですが、横浜市のこれは市立ですから、公立の中学生、長崎への修学旅行中に、いわゆる被爆者のいろんな話の中で、それをちゃんと聞いていなかったということで、それを語っている方が大変腹を立てて、いろんな注意、非常にある意味では我々が小中学生のころのような強い形の注意だったというふうにも聞いているところではあるのですが、したところが、「死に損ないが」というような非常にとても考えられないような返し口というか、それこそそんなことを言ったら、我々のころだったら半殺しとは言わないまでも、かなりの強烈な注意というか、指導が行われたのではないかなと思うような事件といいますか、出来事があったようです。

戦後と言われるときから半世紀以上が過ぎまして、子供たちの世代としても、もうある意味では2世代以上になるのかなという中で、道徳教育であるとか、そういったことが叫ばれつつあるのですけれども、本当に道徳、戦前の道徳云々ということではなくて、人間として人間生活を送る上での基本的な心構えといいますか、倫理観というか、それが大分変わってきてしまっているのだなというように感じる昨今ではありますが、皆野の小中学校においても、いろんな形で指導が行われているかと思っておりますけれども、でき

得ればこういったことのないように願うばかりです。いろんなことを見ますと、肯定的とは言わないまでも、今の時代では仕方がないのではないかという意見も少なからずあるというのが逆に大変ショックな部分ではありました。

さて、通告に基づきまして、3点質問をしていきたいと思いますが、さっきの小杉議員及び常山議員と若干かぶるところもあるかと思いますが、答弁のほうをお願いいたしたいと思います。

まず第1点ですが、午後3時の放送、先ほど防災無線の放送ということもありましたが、いろいろ調べてみますと、広報の3月号に、この3月3日からということで広報にはあったようですが、小学生がいつも同じ内容かと思うのですけれども、いわゆる見守りについてのお礼といたしますか、そのような形での放送をしていると思います。この放送の目的、それからこの発案、放送決定までの経緯を説明していただきたいと思うのです。

というのは、実は3月議会の私関連でお願いをした部分があるのですが、もう数年、5年近く前になるかと思うのですが、まずは総務課のほうへ先ほどもあったように、5時、6時ですか、定時の放送の際に、時間的に言えば5時になるかと思うのですけれども、小中学生、特に中学生が帰る時間だから、運転者の方は気をつけてくださいと。実はこれ町民の方から、恐らく秩父郡市外の、秩父郡市ではやっていないと思いますので、恐らく熊谷とか、深谷とか、そのほうだと思えるのですが、その辺を通勤帰りに帰ってくるときに車を運転していると、時報とともにそういう放送が聞こえて、非常にいいなあ、いいことだなあと感じたので、皆野でもやるようにしてもらったらどうかという話がありまして、まずは総務課へお願いしました。そのままになっていたものですから、議会でもその旨ちょっとどうなっているかというふうに聞いたこともあったかと思えます。

また、同じように、内容的に教育委員会にも同じようなお願いをしました。議会上でもどうしてやらないのかという理由については、一応答弁いただきまして、いろいろいいこともあれば、逆効果で悪いこともあると。確かにこれもつい先日、今市のほうで起きた、これはもう七、八年前に起きた事件です。ああいったことのきっかけにもなりかねないというような答弁があったように記憶しております。であるのですけれども、それでも特に冬の通学、特に下校時なんかは暗くなりますから、ドライバーにとっては非常に注意喚起でいいのではないかということで何度もお願いした経緯があります。

そのようなことを3月議会でも言ったのですが、そのときに何もこの件についてはなく、あの放送が始まっているわけですが、正直言いまして、私が言っているからということではないのですけれども、やるのならやるなりに、それなりの話もかけてくれてよかったのではないかなと思うことが1つありました。というわけですので、先ほど言いました目的、それから発案、それから放送決定までの経緯をどんなことがあったのかと、どういう形で決まっていったのかということをお教えいただきたいと思います。いろいろ聞いた中では、もちろんこれはすばらしいと、よい意見もあれば、何だと、何で無理やりやらせているようなことをするのだという意見もあります。よしあし、両方ありますので、それについて云々ということではないのですが、ここに至った経過をお教えいただきたいと思います。

それから、2点目ですが、町長への要望についてと、このこちらのほうの通告のほうですと中身がよくわからないのですが、以前、2年前ですか、私が産業建設常任委員長になった時期に、折に、その当時の年度の町長のほうに道路の改修や改良、それから新設の要望がいろいろ出ていると思うのだけれども、それについてどんなものが出ているか教えてほしいということをお聞きしましたところ、結論的に言ってしまうと、個人情報だからそれは公開できないという内容で、全くほとんど中身を、中身というか、要望

については情報として出してもらえませんでした。

ただ、後々といいますか、いろいろ考える中で、この2年間私が常任委員長をやっている中で、いわゆる陳情も、それから請願もなかったにもかかわらず、ご存じのとおり町内の多くの箇所でも改良工事が行われております。自分の身の回りでも、そういった要望が出ていまして、区長要望という形で出されていると。区長の要望を町長に出された場合であれば、これは要望、どちらもいわゆる公人での扱いになりますから、その要望が出てこないというのはおかしいのではないかなと思いました。

また、多くの要望が当然出ているはずですから、その要望の中の取捨選択、これはどういう形で行われているのか。とんでもない要望も中にはあるでしょうし、これはぜひとも言われなくてもやらなければいけないと思っていたよというものもあるでしょう。そういった要望の取捨選択の過程というのは、議会のほうでは全くわからないわけです。3月議会の予算書を見て初めてわかる。わかればいほうで、予算書では改良工事という中に含まれてしまうもの、明確にならないものも少なからずあるというふうなことが現実にあると思います。そういった町長への要望です。要望の審査は誰がどういう形でやっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、3点目ですが、通告のほうの質問事項のまとめのほうでは、2月の雪害対処の状況、特に町長の動向と、その後の対策についてということなのですが、余り細かいことは言いたくないので、そんなのさっと言っていきたいところですが、まず主な内容としましては、私が3月議会のときに町長に聞いた、また理解したつもりだったのですが、後になって大変誤解というか、かなり認識間違っていたことがあったので、その再確認のために町長の動向についてに何が聞きたいかというのを簡単に端的に言ってしまうと、14日の金曜日に降雪があり、15、16と、これが土曜、日曜です。17日の月曜日になりまして、午前中から登庁してもらいまして、ここから初めて対策本部なりが立ち上がりまして、実際の動きが始まったように見えます。町長の動向というのは、15日の土曜日、日曜日はどういう状況だったのかということをお聞きしておきたいと思います。

というのは、ご存じのことかと思うのですが、そのときも質問しましたが、14日と15日にかけて金沢の一住民の方が、これは病気だったということですが、大変重病に陥りまして、15日の夕方ですか、土曜日です。救急隊によって、これはもう大変苦勞をして、救急隊のほうも搬送をし、皆野病院に入られました。翌日朝、急変が起り、皆野病院では対処ができないということで、埼玉医大のほうに搬送という要請をこれも救急隊にしたようであります。この辺の経緯について3月議会で質問をしたところ、その辺の状況は把握していないという答弁が総務課長のほうからありましたが、その後、その情報はどのような形で把握したのか、まずその内容を教えていただきたいと思います。

私自身もその辺の経緯を一応聞いていましたが、町において積極的な形での失策というのはなかったと思います。これはもう間違いなくないと思いますが、がしかし、いろんな形で整備したものが全体の広域行政の中で信頼されていなかったということもどうやらあったようなので、その辺のことが非常に残念です。今後の課題として、これは議会側としては広域の議会であるし、また執行側としては町長が広域のほうに携わっておりますので、そういったことをしっかりと連携できるような体制をとっていただきたいということが趣旨になりますので、まずこの件につきましては、町長の動向といいますか、町長がどういう形で15、16と動いていたか。また、先ほどの救急搬送の件について、3月議会では把握していなかったようですけども、その後どうなったかということをお聞きしたいです。

それから、それらを踏まえまして、もうその雪害が起きたのが2月の半ばですから、現在6月12日とい

うことは4カ月経過したのですね。その経過した中で、防災対策、どのような形でまとめられているのか、それとも過程、まだ途中なのか、それらについてお聞きしていきたいと思いますので、まずは町長、動向、それから先ほどの情報をどのように把握したかについてお答えを願いたいと思います。

まず、通告につきましては、この3点、よろしく願いたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えします。

2番、町長への要望についての質問にお答えをいたします。道路関係を初めとする各種の要望書が行政区長、各種団体及び個人から町長宛てに持参や郵送等の形で提出をされます。要望等は誰でも気軽に、自由に要望できますよう、また個人情報保護の観点からも、第三者には公表はしておりません。要望等におけるの予算化は、内容をよく精査し、必要度、緊急度、投資効果、財源など総合的に検討し、判断することになります。最終の可否決定は町長にあります。これらの要望の事務事業を実施する場合は、当然のことながら、予算に計上し、町議会に提案し、議会において議案の内容、事業の内容の説明を申し上げ、議決をいただき、執行することになります。

以上のとおり、原則として議員の皆様には議会において説明し、議決を得て執行する流れであります。今後においても基本的にはこのような流れの中で事務事業の執行を図っていく考えであります。

3番の2月の大雪に関する質問についてお答えします。私の2月14日金曜、15日土曜日の大雪に関する動向については、3月議会を中心に説明をしたとおりであります。1メートルを超えるような記録的な大雪の中での私の行動や除雪作業方針等の指示、対応は総じてベターであったと認識をしております。今後の大雪に対する除雪方針は、従来どおり国・県道を優先に、いわゆる国道、県道を優先に幹線町道、医療機関、ヘリポートへの道路除雪を順次進めていく方針であります。雪害対策については、パイプハウス等の農業施設被害については、22戸の農家に対し、各10万円の見舞金を手渡し、ねぎらいを申し上げました。また、倒壊した農業ハウスの片づけ経費は100%、再建経費は90%の補助という極めて手厚い国の補助制度を活用し、対応しています。30名からの片づけ、再建経費として7,100万円の補助申請がありました。その他の建物被害については、秩父1市4町で足並みをそろえて再建経費の1割を助成を行っています。

金沢金山地区に在住で、2月16日午後11時、急性出血性胃潰瘍で亡くなりました青木葉和憲様については、新聞報道の内容について町は医療機関、消防署において事実確認等の調査を行いました。調査の結果、今回の大雪と死亡については相当程度の因果関係は認められないと判断いたしました。また、埼玉県とも協議を行いました。町のこのような調査結果や町の判断を青木葉さんは、同居のご家族はいませんので、町外にお住まいの青木葉さんのお二人の姉の方に説明し、ご了承をいただいたところであります。謹んで青木葉和憲様のご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんから通告がありました1番目の質問事項、午後3時の放送について回答をいたします。

防災行政無線により、児童の声で午後3時に「地域の皆様、いつも私たちを見守っていただき、ありがとうございます。きょうもよろしく願います」と児童の元気な声を放送しております。子供たちの見守りをいただいている方々は、「午後3時に放送で子供のあの元気な声を聞くと張り合いが出るよ」

と話されております。地域で子供たちの見守り活動に取り組んでいただいております大勢の皆様へ御礼を申し上げます。

この放送の目的は、児童の声による放送を流すことで、下校時の見守り体制を強化し、安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、地域の皆様の見守り活動に対して、児童による感謝の気持ちを伝えることにあります。発案は、さいたま市で実施している放送を聞いて感銘を受け、本町でも取り入れることとしたものでございます。

放送までの経緯ですが、この放送を取り入れるに当たり、教育委員会の意見を聞いて実施しております。放送時間は月曜日から金曜日の午後3時とし、放送内容により、犯罪の抑止につながるメリット、反対に犯罪につながるおそれのあるデメリットの双方を考慮し、あえて下校時刻という言葉は使わずに、「地域の皆様、いつも私たちを見守っていただき、ありがとうございます。きょうもよろしくお願ひします」と、児童が見守り活動への感謝を語りかけることにより、町内において子供たちの見守り活動が積極的に行われることを強調した内容といたしました。放送する児童は、月ごとに各小学校の児童で、声をCDに録音したものを放送しております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問させていただきます。

まず1番目の、ちょうど今、答弁が終わった3時の放送についてですが、基本的にはこういった放送を今、答弁にあったように、好意的なものが多いと思いますし、私自身が提案したときにも、実態としてはかなり違うものではあるのだけれども、目的としては同じですから、形が違うことはいろいろ考え方の違いでもあるから、もうそれはそれでいいのですけれども、やることについてやめろとは言いません。非常にいいことだと思います。

ただ、いろんな町民の意見は、「いいよ」と、今、答弁の中ではいい意見しかなかったですけれども、現実問題としては、非常に何か無理やりに言わせているみたいで、不愉快であるというのも現実的にあることはあるのです。ただ、それについて私自身も確かにそういう感じることもあるけれども、ただいま答弁のとおり、効果というのは、効果のほうはむしろ高いというふうには思います。それについて内容について含めても、やったことについては大変ある意味で称賛に値するかなというふうには思いますが、肝心なのはそこから先でして、少なくとも私自身が数年前から同じことを言っているわけですよ。私に報告しろとは言いません。せめて実施する前に議会のほうに一言話があってもよかったのではないかなというふうにするわけなのですよ。

というのは、次の町長への要望についてもですが、今の答弁、町長の答弁によりますと、要望についても区長の要望、区長が町長に出している要望……

○議長（四方田 実議員） 順々にやってください、順々に。

○10番（林 豊議員） いや、その関連があるから言います。

区長が出す要望ですら議会には出さないと、議会に事前、その内容について出さないとするのは非常におかしい形で、ある意味では非常に大きな議会無視に、軽視につながると。同じようなことが結局今のこの放送に関して、議会のほうで先に言っていたにもかかわらず、執行側のほうで同じようなことを聞いてきて、やり始めるときに、始まった後で伝えますよというのは、非常に議会に対して無視とは言わないまでも、非常に軽視していると。これは町長の姿勢がそのまま反映されているように思えてならないの

で、非常に不愉快な思いをしました。

その最初の件につきましては、内容については、それは賛否両論、いろいろあるのは当然ですが、やっていることについては、内容についても、今の決まり切った内容でも、非常に今の先ほど私冒頭に言った道徳関係の関連からしても、大変いい内容であるという方も少なからずおりますし、私自身もあの中身が悪いとは全然考えていないし、むしろああいうことをきちんとすべきだと、ふだんからそういう教育をすべきだというふうに思いますから、内容について、また実施について何ら問題はないと思いますが、そこに至る過程がちょっとひっかかるころがあったので、この質問をいたしました。

この件については、そういうことですので、答弁結構です。今、先ほどの答弁で十分です。

2番目につきまして再質問をさせていただきたいと思います。町長は、先ほど個人、団体、区長と、いろいろあると、いろんな要望があると言いましたけれども、区長からの要望、区長というのは一種の公人です。公人が石木戸個人であろうとも、役場に持参なり、郵送なりして持ってきているものは、町長に宛てているわけですから、公人から公人に出している内容について明かせないというのは、非常におかしいと思います。それがまた、そのままの状態で事業化されることも現実にあるわけで、町長は先ほどその間云々という形で言いましたけれども、現実に実質的には予算書に上がった段階でないと、議員としては内容について知ることができません。その時点ではある意味では手も足も出ないという事態が多いわけです。ということは、区長が要望書を書けば、内容により町長が最終的な判断をするということを言いましたけれども、町長の判断によって事業化が可能になってしまうというようなことにもなりかねません。委員会が議会にもあるわけですから、そういったものを有効に使うべきですし、そちらには少なくとも情報を出すべきだというふうに考えています。でなければ、両輪としてまちづくりになんていうのは全くの「絵に描いた餅」以下になってしまいます。

いろんな形で議会も町、町長に対しての要望、それから提案等を行っていきましても、多くの場合は、先ほどの放送についてもしかりのように、素直に受け入れてはもらえません。放送についてもほとんど同じ内容を数年間やっても、全くなかったことが、いつの間にか形は違うにしろ、内容としては同じようなことがぽっと出てきてしまって、お出かけタクシー云々についてもそうですし、そういった事柄が多過ぎるのですよ。その辺の情報の公開について、どの程度まで現実には考えているのか。先ほどの言った答弁のとおりなのか、まずそこを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁どおりでございます。

また、その決定前に、要望というのは、例えば道路改良というものを1つ取り上げてみても、1路線、2路線どころではないわけでありまして。数多くの行政区長さん等々から道路改良等の要望も出てくるわけでございます。それを事前に公表して、この路線をやりますというようなことになりますと混乱をしていくというようなこともあります。ですから、先ほど申し上げましたように、必要度、緊急度、投資効果、いわゆるまた町の財源、こういうことを十分内部検討して、そうしてこの路線を今年度は測量に入ろうとか、あるいは工事をやりましょうということになるわけでございます。最終的には私が判断、決定しておりますけれども、その後に議会の皆さん方に今年度についてはこうした工事を行いますということで議案として提案をしておるわけでございますし、ここ何年も町民への予算書というようなことで、多くの町民にも希望する方には町の事務事業等については公表をしておるわけでございますから、今までどおり行っていくと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） はい、わかりました。何が一番今、問題になるかという、先ほど小杉議員が言われたように、改良工事等で拡幅等を行った際に、理解してもらおう要請といいますか、話が少し余りにもなさ過ぎるのです。区長要望があれば、その人たちは全ての人が同意を持っていると、要望しているのだというような形で進められていることが多いようですが、実際にはそうでもないところが何カ所もあって、現実にとまってしまうわけです。それらの説明なりが非常に少ないわけですよ、現実には。反対されている方の話を聞くと、町のほうからの話は全然ないというふうに言うのです。「本当に全然ないんかい」と言うと、「そんなことはない」と担当の職員は言うのですけれども、ただ、実際に反対されている方は全然ないと。だから、本当にその辺のことが感情的なものになってしましまして、何でやることについて、改良工事にしても何でもそうですけれども、全体から見ても悪いことというのはほとんどないような、よいことのほうが多いわけなのです。ところが、理解されないのは、そういったことのお互いの意思疎通の部分だと思うのですが、それが余りにもなさ過ぎる。反対のための反対なんてばかげたことは、まさか町民に選ばれて出てきた議会議員がするようなことはまずないと思いますので、そういったことを懸念されているのだとすれば、これは全くの見当違いだと思います。一緒にそれこそ両輪としてやらなければいけないのであれば、決まり切った部分までいく前に、いろんな形でお互いに協力できる部分というのは多々あると思いますので、そういったことで個人対個人に近いような情報まで開示しろとは言いませんが、公人対公人での情報公開、情報のやりとりというのはむしろないと、これは議会と、それから執行側とのつながり、信頼度というのは、もう格段に落ちてしまします。それを如実に示すような言葉が実はあるのですよ。「意見はあんた方のだけじゃない」と私は言われたことがある。そういうこともあるのです。だから、それではやっぱりいけないと思うのですよね。お互いに何も悪くしようなんて思っているわけではない。よくしよう、よくしようというふうな努力をお互いにしているわけですから、一方的な情報の独占をやめていただきたい。そのためにそれぞれの担当委員会もあるわけですし、そういったことについては、恐らく石木戸町長自身が町長になる直前の議員の時代にいろいろ感じていたところだと私は思いますので、もう一度その辺のことを思い出していただきまして、意見をお聞きしたいのですが。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 繰り返し同じ答弁をするということになります。いわゆる必要度、緊急度、そうしたものを総合的に判断をして今後やっていくと、こういうことであります。区長さんから要望書として出てくるわけでありましてけれども、当然のこととして、地元の議員さん、区長さんともひとつ連携をしっかりとっていただいて、そして連名で要望も上げてくれる議員さん、区長さんがおられます。林議員さんにもそのように今後は対応していただければありがたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） この件については最後なのです。

○10番（林 豊議員） この件については、最後にします。

私自身も区長と連名で町長に要望書といいますか、私の場合、請願書でしたけれども、出したことがあります。それらのときにちゃんと議会に上がりますけれども、要望は上がらないのですよね。町長部会で全部対処してしまうわけですよ。ということは、ここに入ってこない。全然議員は内容はわからないわけです。逆にお伺いしますが、区長が要望した要望書の内容等について、こちらから、要するにこの件について区長が要望書を出したようだけれども、内容について教えてもらえますかという要望をした場合には内容がわかりますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） それも私宛てに出てきておるといふことでもあります。公表はできません。

○10番（林 豊議員） わかりました。では、次にいきます。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、そのように理解をします。

では、3番目の件ですが、先ほどの答弁ですと、3月議会で答弁したとおりのことなので、私実は3月議会の答弁を非常に誤解をしていたところがありますので、私が改めて認識した内容について、そのとおりかどうかということだけを町長にお聞きしたいと思います。

14日には、金曜日ですから、14日金曜日、降雪中ですよ。帰ったと。帰宅したと。そのまま15日は自宅にいたと。内容を何をしたとかというのは全く抜きでいきます。15日土曜日には、最終的に一日家にいたと。15日の日曜日……

〔「16ですね」と言う人あり〕

○10番（林 豊議員） ああ、そうです。16日です。済みません。16日の日曜日、午前中には周辺を掃いて、要するに役場に向かって出発したと。午後1時過ぎに役場に到着して、その日は家に帰らずに親戚の、金崎でしたか、泊まって、月曜日というふうに町長の動静を理解をし直したのですが、私はその前に、ずっと前からもう町のほうにいたというふうに考えていたものですから、全く違っていたので、今言ったようなことでいいかどうか、まずお聞きします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 2月14日には雪はかなり降っておりましたけれども、自宅に帰りました。途中、3月議会でも申し上げておりますけれども、勾配のある道路ですから、自分の住んでいる方面には、途中でスリップをして、乗り捨ててというのでしょうか、そういう車も何台もありましたけれども、自分の車は自分の住まいのすぐ近所まで帰ることができました。その後、暗くなってからも何度か雪も掃いたのですが、家に戻って暖をとって、また出てみますと、どこを掃いたかわからないぐらい雪が積もっておりました。そういうふうにかんがりの降雪があったわけですが、翌日は朝から雪も上がっておりまして、その積雪量は1メートルを優に超えておったと。ですから、家の周りの除雪をし、そうして車のあるところまでは除雪をしたり、あるいは車庫の周り、車庫というか、車を置いてある付近は除雪をしまして、それで日いっぱいかかりました。翌16日、停電をしておりました、3月議会でも申し上げましたけれども、要介護5の母親が家におります。停電で暖がとれません。そんな関係で、旧式のストーブ1台を母親の部屋に、あるいは自分たちの居間に持っていったり、持ってきたりというようなことをしながら朝食をとった後に、9時20分に家を出発して役場に向かったと。そして、2時15分前に役場到着。ほぼ途中何人もの雪を掃いている方々に挨拶をしながら来ましたので、実質歩いておったのは4時間ぐらいかなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今ちょっとはしょられてしまったような気がするのですが、家を出たのは日曜日ですよ。

○町長（石木戸道也） 日曜です。

○10番（林 豊議員） ですよ。はい。

それでは、それで、そういうことだと思います。実際問題として今回の雪は尋常ならざることだったので、そのような苦労は大変、無事、私自身も近所も動くだけで大変だったのでよくわかるのですが、安全・安心をうたい文句にする石木戸町長としては、ちょっと配慮が足らなかったのかなと思ってしまうところがあります。これが、今回の件が初めてのことであるならば、また常日ごろから私といろいろなことをやる中で、私のところ、住んでいるところのように便利なところではないからと、自分が住んでいるところは非常に不便なところだからということをよく言われるわけで、そういった認識が当然ある町長だと思っていますから、やはり帰ったのはどうかと。確かに帰った途中でも、今言われたように帰るのが大変で乗り捨てている状況はあります。ただ、もう一つ事情を勘案するならば、ご自宅にそういった方がおられるということもありますけれども、町の長であるからには、やはり町のほうのことも考えていただく中で、予報等と言うならば、余り降らないのではないかとという予報があったようにも聞いております。だからなのかなという部分もあります。

にしても、今の答弁の中でも、夜中になって掃いても掃いても雪がどんどん積もっているということを考えた中で、いろいろな他市町の、周辺市町の首長さんにおいては、早い人で土曜日の午前中、遅い人でも日曜日の午前中には登庁して陣頭で指揮をとっております。全く不可能ではなかったと思いますし、また前回の第1期目の終わりの夏に、例の台風災害のときにも同じ轍を踏んでいますので、そのときのことを考えれば、多少それは残っていて次の日になったらからりと晴れて何でもなかったということになったにしても、それはそれでいいことなのですから、もう少し陣頭指揮をとれるような体制をとられたほうがよかったのではないかなと、そのように感じます。

今後、もう3期目に入ったわけですから、また同じようなことが起こる、二度あることは三度あるというふうにもありますので、そのときには今度は陣頭指揮がとれるようにお願いしたいのです。というのは、今、答弁の中で停電という話がありました。停電した中で、電話が不通になった時間帯というのが間違いなくあると思うのです。それがどれぐらいの時間で、また恐らく指示についても、電話による指示しかできないかと思うのですけれども、そういった電話による指示を出したのが土曜日以降、何時ごろに出せたのかということをやっと教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 首長さんが翌日午前中に、近隣のという、どなたを指しているのか、私には想像ができませんけれども、私の知る範囲内では、翌朝に来たというのは1首長さんはおったかと思えますけれども、3日後とか、4日後になってしまったという人も中にはおるわけでございまして、どうも林議員が言っていることは当たらないかと思えます。

それから、もう一点ですけれども、なぜ帰られたかと、こういってございしますが、あの雪は気象庁ですら予測ができなかった雪でございまして、まさに私は天災だと思っております。あの雪が予測されたならば、恐らくパイプハウスがほとんど全滅になるようなことはなかったと、あるいは秩父地域でも多くのハウスが、あるいは車庫等が被害をこうむりましたけれども、あの雪が予想されたのならば、そういうことはあり得なかったと思います。中には、ナイフでビニールをみんなこう割いて、そして雪を中に落として、その被害を免れたという話も聞いております。その人は、まさにそのいわゆるかなりの決断があったと思いますけれども、雪がかなり多くなってくるだろうということの予測の上でやったかと思えますけれども、いずれにしても予測ができなかった天災だろうと私は思っております。帰ったと、結果的には私が家に帰ったということが責められるかもしれませんが、だとすれば雨が降るごとに、雪が降るご

とに家に帰らなくなると、こういうことにもなるかと思しますので、私は家に帰ったこと、そして結果的にはあつた災害をこうむってしまったということについては、今後のそうした災害が予測されるような場合には慎重に考えて行動もとっていかなければかとは思いますが、そうそう今、議員から責められるというか、指摘をされておるわけですが、そのことは私は天災でやむを得なかったのではないかと、こんなふうに思っております。

○議長（四方田 実議員） 最後にしてください。

○10番（林 豊議員） 事情のことを説明してもらわなくては駄目ですけども、それを含めてですが、私は町長、責めていません。帰ったことについて責めているわけではないのですよ。帰る決断をしたのは、それは構わないのです。要はふだんから自分のところは非常に不便なところだという認識があったこと、それから帰ったならば、ということは翌日後に何かあれば出てこれるだろうという判断があったから帰ったのだと思うのですね。だけれども、台風災害のときもそうでしたし、今回も多分大きな原因は積雪ばかりではない。道路を倒木等が塞いだり、また連絡の電話線等の関連と、そういったことも起こり得るわけですよ。そういった判断が今回もまた裏目に出してしまったわけですが、今後の対策のほうにはもう少し考えてくださいということです。

全国の首長さんの中には、それをそういう形の中でもあえて強行してもう登庁したり、逆に言うと、逆に家族が、その留守中の家族が本当にもろに災害に遭われて亡くなったりというようなことに遭われている人もいるわけで、それがいいとは言いません。だけれども、2度目になるわけですから、いろんな形で、特にふだんから自分の住んでいるところが不便なところであるという認識があるのであれば、何もなければそれこそ「ああ、よかったね」で済むわけですから。その辺のご認識を改めていただきたいのと。

それから、先ほど最初のほうに言った状況の把握の内容、総務課長、それから停電して電話が不通だった時間帯というのはどれぐらいの時間帯であったかというのをわかるようであればお願いします。

○議長（四方田 実議員） これ最後にしてください。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） ご回答いたします。

2月15日の金沢地区におけます救急患者の搬送の状況からまずご報告申し上げますが、2月15日、11時55分、救急車の要請がございました。12時に救急出動し、患者宅から約700メートル手前の県道脇に車両を停車し、徒歩にて患者宅まで進行しております。14時10分、患者宅に到着。搬送に大雪のため大変苦労するも、近所の住民の協力を得まして、車に患者を収容。16時10分、現場を出発。17時10分、病院に到着をしております。2月16日、10時20分、ドクターヘリを要請をしております。12時40分、道の駅ちちぶ臨時ヘリポートにドクターヘリが到着をし、車でフライトドクターを病院まで搬送して引き継ぎが行われております。14時28分、病院を出発し、15時15分、道の駅ちちぶ臨時ヘリポートへ到着。15時25分、ドクターヘリ離陸。15時40分、医療センターに患者を収容しております。このように調査をさせていただきました。

それから、電話が繋がらなかった時間帯というお話ですが、これは有線電話のお話かと存じます。今の有線電話につきましては、多機能を備えておることから、家庭用電源から電源をとって使用している電話機がほとんどだと聞いております。停電をしている間については、この機能を持った電話については不通になっておりました。重木で4日間、藤原で6日間になるかと思えます。ただ、NTT…

〔町長宅3日間〕と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 失礼しました。重木は3日間。

〔奈良尾だよ、奈良尾〕と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 奈良尾が3日。はい。

それから、NTTの昔の黒電話については、そのNTT回線の電源を供給しますので、NTT回線が切れていなければ使用可能だったということを知っておりますし、実際藤原地区では黒電話にて役場との連絡はとれておりました。

○10番（林 豊議員） 町長と、それを聞いたかったのです。町長との電話は回線はつながらなかったことないのですか。

○総務課長（川田稔久） もともと不感地帯といえましょうか、つながらなかったです。

○10番（林 豊議員） そのことを聞いたかったのです。

では、要望で終わりにします。

○議長（四方田 実議員） はい、終わりにしてください。

○10番（林 豊議員） その辺のことで、町長、今の答弁の中にもあるように、電話がつかないというようなこともありますし、なかなか大変だというのは私よくわかりますので、簡単なことは言えませんが、わからないことではないですから。にしても、責任も大きいわけですから、今後の対策として、また結局いろんなことを右往左往したあげく、肝心の雪対策、災害、防災対策マニュアルの関係の雪の部分について、どうなったかというのが余り聞けなくなってしまいましたけれども、その辺の事柄についてもきちんと恐らくやっていることとは思いますが、そういったことも決して責めているわけではないのですよ、誤解してもらいたくないのは。ただ、過去に1回台風災害のときにもありましたし、やはり職員だけでは判断し切れない部分というのがあります。電話があるといっても、電話がつかないこともあります。であるならば、できる限りやはりこういったときには長が陣頭に立ってやらなければいけない場面というのが少なからずあると思いますので、そういったことに、もう2回の教訓があったのですから、今後この3期目においては、1回目、2回目と同様なようなことがないように希望して、質問を終わりたいと思います。不便だというのは言いわけになりませんから。よろしくどうぞお願いいたします。

---

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、若干前置きが長くなる可能性がありますので、休憩等議長のほうで判断してもらってよろしいかと思いますが、できたら答弁の前あたりに休憩をとっていただけたらありがたいと思いますので、冒頭に申し上げさせていただきたいというふうに思います。

先月の3日には、現在の憲法が施行されて68年目を迎えました。この平和憲法につきましては、現在の自民党の安倍政権下のもと、かつてない危機に直面をしております。戦後レジームからの脱却とか、日本を取り戻すと、このように叫んで発足した第2次安倍内閣であります。中国なり、韓国なり、また北朝鮮等々に対して排外主義をあおって、昨年は国家安全保障会議の設置と特定秘密保護法を強行成立させて、また12月26日には首相の就任1周年を契機にしまして、A級戦犯を合祀している靖国神社への公

式の参拝、またことしに入りまして、武器輸出三原則を撤廃しまして、武器輸出を自由化する防衛装備移転三原則を閣議決定をしてきております。さらに、今日においては実質的に戦争に参加して、加担できる、そうした集団的自衛権行使の容認の閣議決定に向けて、不戦、非武装を明記した憲法第9条の解釈改憲に暴走をしているところです。

また、こうした動きと連動しまして、今国会、教育委員会制度改革を行い、教育への管理統制を強めることを狙ってきております。

また、この間、消費税増税の条件づくりとしまして、安倍政権のアベノミクスが、大胆な金融政策なり、また機動的な財政政策、そして民間の投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」として推進されてきております。

こうした中、実体経済を伴わない円安なり、株高状況がつくられまして、ことし4月からは、失業者なり、年金生活者、非正規労働者、震災や原発避難者を問わず、容赦なく消費税8%の増税負担がされまして、来年10月からはさらに消費税10%が予想されております。

他方、消費税増税による景気腰折れを防ぐとの理由で、復興特別法人税については1年前倒しをして、さっさとことしの3月末には廃止しております。加えて、政労使による2014年の官製春闘と言われておりますが、連合加盟で賃上げ回答を得た4,912組合の加重平均は5,981円、率にして2.08%。他方、4月の消費者物価指数は、前年同月比3.2%の上昇。結果として、物価上昇にも満たない賃上げ率で終わっております。他方、既に2012年4月から法人税実効税率5%引き下げの恒久減税を行っている関係で、2012年度末の資本金10億円以上の大企業の内部留保は272兆円、これは前年の2011年度に比べて約5兆円もふえた、このように言われております。にもかかわらず、成長戦略の「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりに向けて、さらに法人税実効税率10%引き下げに躍起となっている安倍政権であります。

また、ことし3月の完全失業者数は236万人、前月に比べて3万人の増、失業率は3.6%で、前月に比べ同率であったわけですが、依然として高どまりの状況が続いています。総務省のことし3月の労働力調査では、就業者のうち、会社役員等を除く雇用者は5,198万人、その雇用形態は正規の職員、従業員が3,233万人、前年同月に比べ22万人の減、他方、非正規職員、従業員は1964万人で、前年同月比77万人の増となっております。そして、雇用者に占める非正規職の割合は37.8%、このようになっております。こうした非正規労働者の平均年収は、2012年総務省調査でも168万円、結婚もできない、子供もつukれない、まさに労働力の再生産もできないワーキングプアの実態にあります。

ことし5月、日本創成会議が全国の自治体の半数が将来消滅する可能性があるという衝撃的な試算を発表しております。地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20から30歳代の女性が半分以下に減る市町村が全体の49.8%に上る、このような内容です。しかし、既に秩父地域のみならず、全国津々浦々、地方の自治体にとって、ここ二十数年来、過疎化、少子高齢化、人口減少、限界集落等々、地域雇用を含めた地域経済の衰退、そして地域や地方の崩壊という難問を抱えての現況下にあるかと思えます。

こうした中、当町におきまして、子育て支援など少子化対策等を取り組み、地域の維持、活性化に向け鋭意取り組んでおるかと思えます。夢を育める安全で安心な快適なまちづくりを目指して行政の推進に当たってきているわけですが、今後におきまして、平和で安心して生活ができ、活気ある地域づくりに向けて前向きな答弁を期待しまして、質問に入りたいと思えます。

最初に、雇用創出と地域活性化についてであります。少子化対策といいますが、これについて子供を産

む、産まないという意思決定に政策がどこまで介入できるか、このような問題提起もあるようですが、地域社会の維持、存続を図る上で、結婚、出産、育児という、まさに労働力の再生産が図られる賃金や労働環境の改善が一番の前提条件であろう、このように思っております。端的に言えば、先ほども申し上げたのですが、現状のような結婚もできない、子供もつukれないという低賃金の非正規労働者の増大、また女性の深夜労働など母性保護規定が解禁されてしまっている現状等々、こうした労働環境の改善を図らない限り、真の少子化対策などではできないことははっきりしているかと思えます。

また、若者の定住促進政策は、地域での雇用確保と一体であることは言うに及びません。秩父管内の4月分の有効求人倍率は0.87倍、前年4月の0.58倍に比べ若干の改善は図られているものの、有効求職者数は1,869人で、前月より12人増加しており、また先ほども申し上げたのですが、全国傾向と同様に、パートや派遣等々、非正規雇用がふえて、雇用情勢の厳しさには変わりはありません。

そこで、1点目なのですが、若者が定着できるような雇用の創出、また農林業を初め地域資源を生かした地場産業の活性化などについて、行政として取り組むべき課題について、どのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

次に、町職員の採用についてであります。先ほど申し上げた1項目の雇用創出とも関連するわけなのですが、自治体として直接雇用であります町職員の採用についてであります。皆野町職員定数条例では、町長の事務部局79人、議会の事務部局3人、農業委員会の事務部局2人、教育委員会の事務部局43人、合計127人の職員定数となっております。現在の定員管理適正化計画と現時点での各部局ごとの正規職員数はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

2点目なのですが、平成26年度末、来年の3月末ということになるのですが、定年退職者が幹部職員も含めまして6名が予定されております。こうしたことを加味しまして、平成27年度の新規採用は何名ぐらいを予定しているのか。

3点目ですが、技能職員採用の考えについてお聞きしたいと思います。

次に、教育委員会制度改革と教育行政についてであります。現在進められている教育委員会制度改革に対する考え方についてお聞きしたいのですが、教育委員会制度を見直す地方教育行政法改正案が5月20日の衆議院本会議で可決し、今国会で成立する見通しとなっております。現行の教育委員会は、非常勤の教育委員4人と常勤の教育長で構成され、教育行政の最終権限を持っております。しかし、この今回の改正案は、首長が自治体の教育方針を示す大綱を策定し、教育の重点施策について、首長主宰の新たな総合教育会議で首長と教育委員会で協議するとしているが、実質的には教育委員会の協議決定に対して大きな枠をはめることになるかと思えます。

また、この改正案の原型は、大阪の橋下市長、松井知事のもとで進められた大阪府教育基本条例の制定にあると言われ、首長が教育目標を定め、この目標に沿った責務を果たさない教育委員を罷免できるとし、政治が教育に全面的に介入することを狙っています。今回の法改正は、それを全国規模で合法化させるものと言われております。こうした改正案に対する町長と教育長の考えをお聞きします。

2点目ですが、教育の自主性なり、また一般行政からの独立性の維持について。2012年、松江市の教育長と、これは教育委員会事務局だったと思うのですが、「はだしのゲン」の閲覧制限を決めた問題では、教育委員会が臨時会議を開き、撤回させたと、このような経過があろうかと思えます。また、静岡県県の知事が全国の学力テストの県内下位の学校の校長名の公表を求めたことに対して、これは教育委員会が食いとめた事案もございませぬ。このように問題となっております学力テストの結果の公表、また教科書採択

の問題、その他教育問題に関して、今後のこの総合教育会議が大きな影響を与える、このようなことが危惧されております。これらに対する考えと運用面における独立性の維持について、どのような考えかお聞きしたいと思います。

とりあえず以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時01分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えをいたします。

1番、雇用創出と地域活性化についてお答えをいたします。若者が地域に定着できるような雇用の創出、また農林業を初め地域資源を生かした地場産業の活性化など、どのように考えているかとお尋ねですが、この問題は大変重要で、またその根本的な解決策は大変難しく根が深いものであります。また、雇用創出、地域活性化策は、全国の市町村が抱える共通する大きな問題であり、課題であります。このため、安倍内閣は、雇用創出、地域活性化による連動する景気回復を最大目標に位置づけて、2%の物価目標とする金融政策、復興・防災・安全・地域活性化を図るための大規模な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を柱とするアベノミクスにより、デフレ脱却、景気回復を図り、賃金の上昇や雇用の改善を図っているところであり、埼玉県内の企業の6割が賃上げを行うなど、その効果が徐々にあらわれているようです。地域活性化に深く関する経済再生や雇用創出は、一地方自治体では極めて困難な大きな問題でありますので、政府の政策に期待をしているところであります。なお、秩父ハローワークの所長によりますと、秩父地域の求人、求職の状況は、平成26年3月の有効求人倍率は0.87であります。介護、医療、建設業、運転手などの業種については求人が多く、人手不足となっています。求職者も職種のえり好みがあり、人手を求めている多くの事業種もある状況であります。なお、製造業、一般事務職については求人は少ない状況にあります。町における活性化策としては、道の駅「みなの」の農産物直売所が大変盛況に推移をしています。山林や農地を活用した農産物、林産物、加工品、切り花などの栽培、出荷をもっとふやせないかなどを考えていきたいと思っております。親鼻橋河原のレジャー客や天空のポピーへの入り込み客などの、町なか商店等や道の駅「みなの」日帰り温泉施設への取り込み策を検討していきたいと思っております。介護、福祉関連、その他多様な形で地元雇用につながるような旧金沢小学校の活用を引き続き摸索をしていきます。

平成27年度採用については、一般事務職6名、幼稚園教諭1名の7名を予定しています。技能職については、運転手はシルバー人材センターへ委託しております。学校校務員については、臨時職員において対応しています。引き続いて同様な形で対応していく考えです。町職員の募集については、優秀な人材の確保のため、地域を限定しないで広く公募しております。

3番目の教育委員会制度改革と教育行政についてお答えいたします。平成23年10月、滋賀県大津市の中

学生がいじめにより飛びおり自殺するという「大津市いじめ自殺事件」が起きました。この事件の対応において、市教育委員会の隠蔽体質など、そのずさんさが社会の批判を浴びました。この事件をきっかけに教育委員会不要論なども起こり、教育委員会制度改革につながったものと理解をしております。改革の内容の詳細については深くは承知していませんが、改革法案の骨子は、責任の明確化として教育委員長と教育長の一本化、首長が招集する総合教育会議を設置し、教育大綱策等を策定するなどとなっています。このたびの教育委員会改革は、現状の教育委員会制度をより機能的にするためのもの、また日本の将来を担う子供たちが心身ともにたくましく世界に通用する人材を育成するための改革であろうと認識をしております。国民が国政を負託した国会議員による政府、国会における教育委員会改革でありますので、その成果があるものと期待をしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんから通告がありました2番目の職員採用について、そのうち部局ごとの職員数についてお答えを申し上げます。

平成26年4月1日現在の部局ごとの職員数は、町長部局63人、議会事務局2人、農業委員会2人、なお、農業委員会につきましては、事務局長は産業観光課長が兼務をしております。教育委員会22人、合計89人でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 12番、内海勝男議員さんの一般質問通告書3項目めの教育委員会制度改革と教育行政についてお答えいたします。

教育委員会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2章第2条から第3章の第29条までに規定されております。改正法案が5月20日の衆議院を通過し、今国会に改正法の成立を予定しているようです。

ここで、教育委員会制度の経緯について簡単に申し上げます。第二次世界大戦後、地方教育行政制度はアメリカをモデルとした教育委員会制度で始まりました。昭和23年に制定された教育委員会法は、教育委員会を自治体の長から独立した行政機関と位置づけ、教育委員の選任を公選制とし、教育委員会に予算と条例の提案権を付与いたしました。ところが、教育委員選挙の投票率が極端に低かったり、委員の構成が特定政党に偏ったり、教育委員会の予算提案権が首長の予算編成方針と対立したりして、制度がうまく機能しなかったようです。このため、昭和31年に教育委員会法が全面改定され、地方教育行政、すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定されました。地方教育行政法は、委員の公選制をやめ、自治体の長が議会の同意を得て任命する方式に改め、予算編成権も自治体の長のもとに一元化いたしました。このため、教育委員会制度はおおむね順調に運営されましたが、平成13年ころから、構造改革の流れの中で、地方分権の視点から教育委員会制度の見直しの必要が生まれてきました。

このような中、教育委員会制度の改革のきっかけは、平成15年の「大津市中学生いじめ自殺事件」と翌年の「大阪市高校生体罰自殺事件」です。事件処理の過程で教育委員会の無責任体制や隠蔽体質が露呈し、社会の教育委員会への信頼が失墜したのです。そうした流れの中で、教育再生実行会議は、教育行政の

責任を明確化するよう、教育委員会と教育長のあり方について提言しました。これを受け、中央教育審議会は、教育長を首長の補助機関とし、教育委員会を自治体の長の附属機関とする案を提案し、答申しました。

ところが、この案に対し、自民党内部や公明党から教育行政権を自治体の長に移すと教育の政治的中立性、安定性、継続性が損われるという意見が出て、与党内で協議した結果、教育委員会を従来どおり執行機関として残す改革案が国会に提出されました。主な改革の一つは、自治体の長が任命する教育長が教育委員会の責任者になること、もう一つは自治体の長が主宰する総合教育会議を新たに設置することです。

まず、教育長が責任者になることについては、これまで法律上の責任者は非常勤の教育委員長でしたが、非常勤の委員長に全ての責任を負わせてよいのかという意見がありました。このため、委員長と教育長を一本化して常勤の教育長を代表者とし、任命は自治体の長が直接議会の同意を得て任命することとしています。

次に、総合教育会議の設置です。総合教育会議は、自治体の長が招集し、教育長を含む教育委員がメンバーとなって、自治体で行う教育行政の大綱の策定、教育条件の整備その他の重点施策の調整、児童生徒の生命・身体に被害が生ずる緊急時の調整について協議を行うことになっております。

改正法では、教育委員会の自治体の長の権限については、自治体の長に大綱策定権を付与する以外は変更していません。自治体の長の権限に属する事項の予算や条例以外は協議、調整の対象とはなりません。教育委員会の権限に属する事項については、従来どおり教育委員会の責任において執行することになります。例えば個人の教職員人事や教科書採択は、原則として総合教育会議の協議の対象とはならないようです。また、全国学力・学習状況調査の公表、英語教育の強化などは会議の中で意見交換はありますが、協議調整の対象にはならないようです。今回の教育委員会制度の改革論は、子供にとってどんな利益があるか、学校にとって何がよくなるのかという視点が欠けたまま進められているのではないかというような気がします。見直しをしてみたものの、何も変わらなかった。むしろ現場はぎすぎすし過ぎたということがないようにしなければなりません。自治体の長と教育委員会が地域内の教育の充実のために、子供の幸せのために協力することは当然のことと考えております。

次に、学力テストについて申し上げます。全国学力テストとは、小学校6年、中学3年を対象にした全国学力・学習状況調査のことです。そもそも学力・学習状況調査の目的は、その結果を教育現場に生かし、児童生徒の学力向上に役立てることにあります。これまで公表されていたのは、都道府県別のデータのみでした。文部科学省が学校別の成績公表を禁じてきたのは、学校間の序列化、過度の競争を招く。テスト対策に授業が偏るなどを懸念されたからです。現に1960年代、昭和35年ごろから45年ごろの学力テスト、いわゆる学テと呼ばれているもので発覚したのが、成績の悪い生徒を試験当日に休ませたり、出題類似問題ばかりを繰り返し予習させたりするというような事態が起きました。こういった不正や目先の点数志向策が横行する心配があります。したがって、学力・学習状況調査の結果公表は、それだけでは学校教育にプラスの影響を与えるとは考えにくく、むしろ数字がひとり歩きすることの弊害のほうが大きくなる懸念があります。

全国学力・学習状況調査の結果の公表の利点を考えると、よくなかった学校には奮起の材料にしてほしいという願いがあるわけですが、それが点数の競争へと発展してしまう危険性があるのではないかと考えます。調査の結果を学校改善の役に立てるようになるためには、単なる点数のみだけでなく、意味のあるデータを蓄積、分析、結果を生かすシステムを考慮して、そして公表する、このように私は考えておりま

す。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

1項目の関係なのですが、本日の町長も冒頭の挨拶の中でも触れられまして、また先ほども答弁の中でも触れられているのですが、道の駅の関係、そこの農産物直売所だけをとってみましても、売り上げ、客数とも順調に推移していると。具体的に平成25年度、前年度に比べまして、約4,400万円増で、これはあくまで直売所の関係だけですけれども、客数は18万1,363人で、前年に比べまして約2万8,600人の増で、ポピーまつり等の関係ありましたので、ことし5月の状況をちょっとお聞きしました。そうしますと前年同月、昨年5月ですから、もう既に道の駅オープンされた後なののですが、5月だけで売り上げが前年に比べて334万円伸びて、客数においても約1,600人ですか、ふえているようです。先ほど来も言われているのですが、先月17日からですか、ポピーまつりも開催されまして、約3万人の入場者、当初の採算ラインといいますか、より約2倍ぐらいの協力金の収入もあったということで、大変盛況ぶりであったというふうに聞いております。担当課、産業観光課を初め関係者のご尽力、私からも感謝を申し上げるとともに、これも道の駅との互いになるかと思うのですが、相乗効果の結果でもあろうかなというふうに思っております。

こうした事業が少なからず農産物だけではなくて、地元の商工業の関係の活性化や、またスポット的かもわからないのですが、雇用の場といいますか、拡大につながっているのではないかなというふうに思っております。しかし、常山議員からも質問の中でも出されているように、山林といいますか、森林の問題、1960年前後しまして、将来は本当に高値で売れるだろうということで、杉やヒノキを植林してきている。大変今この山林が身近なところで資源としては豊富な資源としてあろうかというふうに思います。ただ、この間といいますか、木材の輸入自由化によって、そのもろみが外れたといいますか、そういったことで間伐や枝打ち等、そういった管理に手間がかけられないと、そういった状況の中で、大変山林が荒れているというか、下草も生えないような状況になって、当然保水力も落ちて、生き物もすめないというか、そういった中で森林自体が死んでいると言ったら言い過ぎかもわからないのですが、本当に休眠しているというか、沈黙しているというか、そのような森林になっているかというふうに思います。

また一方では、見ればわかるように、大変繁殖が旺盛な竹ですか、竹林が年々拡大の一途になっているかというふうに思います。こうした常山議員からも言われているのですが、森林といいますか、山林といいますか、竹林も含めてなのですが、この利用といいますか、活用といいますか、例えば竹のチップ化による堆肥化とか、また竹を使った紙製品ですか、そういったような動きも出ているようです。これらも含めまして、また今月から秩父地域1市4町が中心になりまして、また秩父商工会議所が中心に窓口になっているようですが、秩父地域の創業サポート窓口、これが開設されたようです。この先ほど言ったことも含めまして、この創業サポートの目的なり、また狙いについて、またこの期待について、地域の雇用の相談、創出ということも含めまして、これの点についてお考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員の再質問にお答えを申し上げます。

ただいまの質問にありました産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画についてご説明を申し上げます。

す。ことしの1月20日に施行されました産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市町村は創業支援事業計画を策定しなければならないということになりました。3月20日に全国で87件が94市町村でございしますが、認定され、事業を実施しております。埼玉県では秩父郡市の1市4町が共同申請という形ですか、これを1件といたしまして、さいたま市、所沢市、つまり埼玉県で3件認定をされました。6月2日から窓口業務が開始されましたけれども、この窓口を利用して意欲ある、創業してみたいという意欲ある芽を伸ばしていけるように、1件でも多く企業が創業されて、雇用につながればいいというふうに考えております。

この窓口サポートについてでございますが、1市4町の行政、それから1市4町の商工会が窓口になっております。この窓口でこれから創業してみたいという方に対して、相談に来ていただければ、専門家による個別指導、それからことしの秋から創業塾を年5回ぐらいの回数で予定をしております。また、創業者向けの信用保証の充実も可能になります。これも創業してからの信用保証の充実ということだけでなく、創業の6カ月前から可能になるというものでございます。また、もう一点、創業時の登記にかかわる登録免許税なども半額になるということでございます。1つの市町村ではなかなかこの創業支援をサポートすることは大変難しいところでございますが、1市4町が横の連絡をとりながら、この創業支援に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。冒頭といいますか、その前段で申し上げました森林なり、竹林なり、その辺の活用というのを、なかなか個人所有とか、そういう問題等があつて、そういったところに行政としてどのようにかかわっていくかというのは、大変難しい問題だろうと思うのですが、森林の関係等におきましては、全国の自治体においても、やはり何とかこれを活性化を図っていかなくてはならないというような形で、国に対しても林業の活性化を含めて要望等を出す、そういった連絡の組織もつくられているというふうに聞いております。ぜひそういったところ等も研究していただく中で、また創業の地域創業サポート等の絡みも含めまして、何とか有効な活用、また昔も、昔って、以前も例えば堆肥化の問題等でもお話を申し上げた経過があるのですが、そういった研究も行政として働きかけをしながら進めていくというようなことも必要ではないのかなというふうに思いますので、本当に地域雇用の問題というのは根本的な解決というのは難しい面があるのかもわからないですが、いずれにしても、先ほども答弁の中にあつたように、秩父地域の中でも製造業とか、そういった関係については、非常に雇用の場が少なくなっているということ等も考えますと、やはりこの地域の中に資源があつて、それを活用して雇用の拡大に結びつけていく、このようなことを考えていくしかないのかなというふうに私は思っています。これらも含めて先ほど申し上げた点について、町長なりの考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 常山議員さんだったかと思いますが、お答えをしたように、大変難しい部分があるかと思えます。例えば間伐材の活用というようなことにつきましては、ペレット化にして燃料にしていく、あるいはまた今、議員言われるように、堆肥化にしていくというようなことも考えられるかと思うのですが、問題は採算ベースにどういう形で乗せられるかということではないと、なかなか雇用をして、そうした事業に取り組んでいくと、こういうことがなかなか厳しいものがあるかと思えます。今、

議員の発言を聞きながら感じておったのですけれども、例えば直売あるいは給食との連携というようなことで、有機農業、有機で生産したものを活用するというようなことで、農家に受け入れていただけるようなことであれば、そうした堆肥の取り組みというようなことも考えられないことでもないのかなというのは感じを受けたわけですが、今のところ考えられるのはそんなところでございます。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ行政として雇用創出の問題についてかかわるということに対しては、なかなか難しい面というのがあるということは私も承知しています。ぜひ少しでも地域の雇用の拡大につながるような形で、先ほど町長からも答弁いただいたようなことも含めまして、ぜひ研究なり、また調査なり、また行政としてかかわれるところがありましたら、ぜひ積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。

2項目めの町の職員の採用についてであります。来年度は一般職員6名、幼稚園の教諭1名、計7名の採用を予定しているということなのですが、現在また正規の職員全体で89名ということになるかと思うのですが、定員の適正化計画の目標、96人というふうになっているかと思うのですが、それとの絡みでいきましても、来年というか、今年度末6人の定年ということでもありますので、採用7名をしたとしても、1名増ということになりますと、来年の4月1日時点の職員数を想定しますと、90名ということになるかと思えます。ぜひあとの4月から水道の広域の準備室のほうが発足して、秩父市のほうへ1名出向ということになっているかと思うのですが、この方については、この89人の中には入っていないというふうに理解してよろしいのかどうか。

それと、来年度は採用7名を予定しているということなのですが、適正計画からいっても、来年度の4月1日時点、順調に推移したとしても、90名ということでもあります。その辺適正化計画との関係でいきますと、まだ6人なり、少ない状況が想定されるわけなのですが、この辺職場の実態といたしますか、業務量等々含めて職場の課長さんといいますか、職場の声を反映された中でこの来年度の採用予定になっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 私からお答えします。

適正化計画はあります。ただし、税金を扱う、あるいは行政を執行する立場におきましては、その税金を使う方法については、最少で最大の効果を上げるというのが原則かと思えます。そういう面からも含めて、職員に対してもその事務量に応じた適正と申しますか、あえて言えば少数精鋭、適正な人員配置ということでやってきております。今までのここ幾年かの経過につきましては、対象数に見合った、あるいは人事という形の中の採用というようなことでございます。そんなことで採用を決定しております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

水道の広域化準備室へ出向しております職員につきましては、身分は町職員として残してございますので、この89名の中に含まれております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） この間、人員の新採なり、また補充といたしますか、人員配置については、それな

りに当局のほうも職場状況を勘案する中で努力はされてきているかというふうに思います。ただ、今日段階におきましても、先ほども担当部局ごとの現在の職員数等も答弁をいただいているのですが、本来のやっぱり担当部署ではないところの業務もやっているとか、もうそういった部署もあるわけですね。そういったことなり、また今日までも産休なり、育児休職等に関連して、やりくりと申しますか、場当たりの人事配置等をせざるを得ないと、こういった無理な面もあろうかというふうに思います。ぜひそういった問題を解決していくためにも、適正な人員配置ということは常に検討をいただいているかと思うのですが、技能職員も含めた形でのやはり定員適正化計画に近づけるような、そういった採用等も検討してもいいのではないかというふうに私は思っています。ぜひそういったことも含めまして、ぜひ定員適正化計画に基づく人員配置、また新規の採用等を今後ぜひそれらも含めて検討していただくよう要望させていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、教育委員会の改革の問題なのですが、今日までの教育委員会の設置と申しますか、戦後の教育委員会の設置の経過なり、またその後の改正等を含めまして、教育長のほうから今回の改正に対する問題点等も出されております。いずれにしましても、総合教育会議は年1回開催されるということとか、また教育長のほうからも協議事項というものはかなり限定されているとかという答弁もされているのですが、あくまで協議の場であるということで、他のところでも強調されている面があるのですが、いずれにしましても、最近の政治状況と申しますか、振り返りますと、第1次の安倍内閣の当時、教育基本法が私どもに言わせれば改悪されてきていると。それらの流れもありますし、またこの問題の発端となっております改正案の発端と申しますか、その大阪市なり、大阪府ですか、実質的には大阪府の教育基本条例の制定、これらからスタートしているかというふうに思います。それらも考えますと、大変今、安倍政権の憲法の改悪の問題、当然維新の会等も憲法を変えるということには賛同しているわけなのですが、そういった政治情勢等を考えますと、運用面で実質的な教育委員会の解体につながるのではないのかと、このようなことが危惧されております。というのは、首長なり、教育長の考えによって大きく影響を受けるということだと思えます。

そういった点から、首長なり、また教育長の考え方、またどの程度運用するかという、そういった裁量の問題も当然出てくるかというふうに思うのですが、いずれにしましても、もうこの法律については、改定がされることは間違いはないというふうに思っています。要望になろうかと思うのですが、戦後の教育委員会制度の制定された趣旨、戦前のような教育への政治や軍部の介入を繰り返さないと、ここが教育委員会制度がスタートした趣旨だというふうに言われております。まず、ぜひそのことに沿って、運用面において教育行政の自主性なり、また政治的中立性が保たれるような、そういった教育委員会の制度維持に努力されることを要請させていただきたいというふうに思います。

また、総体的なまとめになるのですが、地域の雇用の確保、先ほども言ったのですが、やはり若い人たちが結婚して子育てのできる、その前提条件であります賃金や労働環境の改善を図ること、これが少子化なり、人口減少、過疎化に歯どめをかけることにつながるかというふうに思っています。そうしたことが地域の活性化、そして将来を含めまして、地域住民の生活や財産、そして地域社会なり、大きい意味では国土の維持保全につながるというふうに考えております。何度となくこの場でも申し上げているのですが、やはり安倍政権が進めております多国籍大企業なり、また原発関連なり、軍需産業、大企業の本当に利益のみを最優先にした戦争のできる国づくり、また憲法改悪にきちんと反対すると同時に、勤労住民といえますか、町民の命、生活、財産、そして地域の自然を含めた国土を守ると、そういった政治といいま

すか、行政に向けて鋭意努力することが皆野町における夢を育める安全・安心、そして快適なまちづくりにつながるというふうに私も確信しております。そういった立場で、私も今後も努めていくことを申し上げます。私の質問を終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第13号から議案第16号まで並びに同意第2号から同意第3号までの6件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、議案第13号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正につきましては、平成26年4月の臨時議会において改正した皆野町税条例等の一部を改正する条例の施行期日等について、一部を改正する必要性が生じたため、附則の一部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 議案第13号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

この議案は、平成26年4月の臨時議会で改正した皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

前回の改正の中で、第33条第5項において、地方税法第23条第1項第16号が地方税法の改正により条文がずれて、17号とする改正を行いました。このたび、埼玉県市町村課から第33条第5項については、施行

期日を28年1月1日とする旨の連絡がありましたので、本改正条例により施行期日の改正を行うもので、改正内容そのものに変更があるものではありません。

改正条例の次に、新旧対照表を参考として添付してございますので、新旧対照表をお開きください。現行欄の中段をごらんください。第1条第5号に、第1条中皆野町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び及び第19条の2第2項の改正規定は、施行期日が平成29年1月1日となっておりますが、今回第33条第5項のみ施行期日を平成28年1月1日に改正するというので、改正後の欄で、第5号中第33条第5項を削って、第6号とし、削った第33条第5項の改正規定のみを平成28年1月1日の施行にするように、4号を5号に繰り下げ、4号として新たに追加しました。

下段の第2条の町民税に関する経過措置においても同様に、第33条第5項のみを別にする4項を追加しました。

戻って改正条例をごらんください。附則において、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、議案第14号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正につきましては、平成25年12月議会において改正した皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日等について、一部を改正する必要が生じたため、附則の一部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 議案第14号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

この議案は、平成25年12月に改正した皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

先ほどの議案第13号と同様に、埼玉県市町村課から附則第14項の改正規定中、「配当所得」を「自主所得、配当所得、雑所得」に改める部分については、施行期日を平成28年1月1日とする旨の連絡がありました。施行期日等の一部を改正するもので、改正内容そのものに変更はありません。

改正条例の次に、参考として新旧対照表を添付してございますので、新旧対照表をお開きください。表の右の欄、現行では第1条で、施行期日が、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行するとなっており、第1号から3ページの第8号までの各号については、公布の日から施行すると規定されています。そのため、第1号から第8号までは公布の日から施行するとまとめておりましたが、左の欄の改正後のように、それぞれの号ごとに施行期日を公布の日と明記し、新たに9号として第14条の改正規定中「配当所得」を「利子所得、配当所得、雑所得」に改める部分のみを平成28年1月1日施行としました。

また、これに伴い、3ページの第2条に第3項として、第9号に掲げる改正規定については、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨の適用区分を追加しました。

戻って改正条例をごらんください。附則において、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第9、議案第15号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、消防団員の退職報償金の支給額を増額するため、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第15号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、このほど消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額が、勤務年数5年以上10年未満の団員は5万6,000円の増額、他の団員は5万円の増額となりました。これに伴い、皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表（第2条関係）、退職報償金支給額表を同様に勤務年数5年以上10年未満の団員は5万6,000円の増額、他の団員は5万円の増額とするものです。

改正後の増額された退職報償金の支払いは、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用されることから、附則で、本条は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第10、議案第16号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を議題

といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,935万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,945万7,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、大雪被災農業者への支援に係る国庫補助金のほか、社会保障・税番号制度、農地情報公開システム等の導入に係る国・県補助金の増額または追加、また財政調整基金繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、歳入で申しあげました国・県補助金に係る事業費のほか、子育て世帯定住促進奨励補助金、大雪被害住宅助成金の増額・追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第16号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りから次が予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

3ページをお開きください。歳入の主なものについてご説明申し上げます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3農林水産業費国庫補助金3,700万7,000円の追加は、農地の集積、集約化に向け国が構築する農地情報に関する一元的マップシステムと、連携等に必要の町システム改修費に係る補助金、農地情報公開システム等整備事業費国庫補助金300万円の追加と、2月14日、15日の降雪により被害を受けた農業者への助成に係る経営体育成支援事業国庫補助金3,400万7,000円の追加によるものでございます。補助率は、農地情報公開システム等整備事業費国庫補助金が10分の10、経営体育成支援事業国庫補助金が2分の1でございます。

その下、目7総務費国庫補助金232万1,000円の増は、社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修のうち、翌年度以降の実施を予定していた地方税務システム、団体内統合宛名システムの改修を前倒して行うことになったことによる増額でございます。補助率は、地方税務システムの改修が3分の2、団体内統合宛名システムの改修が10分の10でございます。

次の款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、経営体育成支援事業県補助金1,452万7,000円の追加は、国庫補助金でご説明をいたしました降雪により被害を受けた農業者への助成に係る県補助金の追加でございます。補助率は、撤去が4分の1、再建、修繕が5分の1で、町の負担割合も同様でございます。

最下段、款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

次の4ページからが歳出でございます。主なものについてご説明を申し上げます。最上段、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、子育て世帯定住促進奨励補助金1,500万円の増は、これまでの申請状況から、1件当たりの補助金額を100万円とし、今年度の申請件数を20件と見込み増額するものでございます。

その下、項2徴税费、目2賦課徴収費、電算システム改修委託料303万5,000円の追加は、歳入でご説明申し上げました社会保障・税番号制度の導入に当たり、前倒しで実施することになりました地方税務システム等の改修費を追加するものでございます。

下段、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、電算システム改修委託料300万円の追加は、歳入でご説明を申し上げました農地情報に関する一元的マップシステムの連携等に係るシステム改修費の追加によるものでございます。

その下段、目3農業振興費、経営体育成支援事業補助金6,306万4,000円の追加は、国・県からの補助を受け、2月14日、15日の降雪により被害を受けた農業者への助成を行うものでございます。

5ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節19負担金、補助金及び交付金500万円の追加は、2月14日以降の降雪により被害を受けた自己居住用住宅の修繕費の一部を助成する大雪被害住宅助成金について、申請件数等に基づき追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 補正予算案の3ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金の7番目にあります総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、232万1,000円がまた補助金が出ているわけですが、3月の予算のときにもこれが662万4,000円と大きな補助金が出ております。そして、今年度からそういうことでこの社会保障・税番号制度システム、この法律が去年5月に成立して、これだけのお金をかけてシステム改正をしていくわけですけれども、この税番号制度について大変な問題もあるということが前にも言われておりました。そして、この前のどなたかの議員の質問で、自治体にとってもどのような問題があるのか、まとまったら伝えるということですし、それから番号制のこれからスケジュールもあると思うのですが、そのスケジュールが町としてわかっておりましたら、ぜひ教えていただきたいのですけれども。

それから、支出のほうで、一番最後の消防費の項1消防費、4、災害対策費の大雪被害住宅助成金の500万円、申請件数は何件ぐらいありましたでしょうか。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金の補正でございますが、当初予算では住民基本台帳システムの改修費に係る経費を計上しております。今回につきましては、新たに追加いたしましたして、地方税システム、団体内統合宛名システム、この2つのシステムの改修に係る費用、合わせて232万1,000円を追加させていただいたものです。

それでは、大雪被害に係る申請件数について先に答弁をさせていただきます。5ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、大雪被害住宅助成金500万円の追加ですが、この補正1号の見積もりを締め切る期限であります5月19日現在、申請件数は151件、この段階で補助金の交付予定額は556万8,000円

でした。この補助金は4月1日から施行していますが、当初予算の計上がないことから、予備費から100万円を充用しておりますので、今回の補正で500万円を計上し、合わせて600万円としたものでございます。ところが、その後になって、今になって補助金のことを知ったですとか、瓦屋さんや大工さんが余りにも仕事が忙しくて申請書に添付する見積書をいまだにもらえないという方が多くあられました。そのようなことから、申請の締め切りまでに間に合わない方に対応するため、締め切り期限を過ぎた今でも申請を受け付けている状況でございます。そうしたところ、6月9日現在で申請件数は204件、補助金を予定しています額が754万1,000円となっており、補正後の予算額を上回っておりますので、次回の補正で対応していきたいと考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、地方番号制度に係るスケジュールでございますが、平成26年の4月に地方公共団体情報システムの構築を設立をするために準備をしておりますが、平成27年の10月に全世帯で付番を通知をいたします。その付番を通知をする間までに個人情報保護関連の条例の改正、住民への番号制度に対する周知・広報、特定個人情報保護評価の実施・チェック、業務組織体の見直しを進めてまいります。その後、28年1月に希望者へ番号利用カードを交付をいたします。そうしまして、団体内の連携テスト、総合運用テスト等を繰り返し、29年7月から情報連携が開始をされます。

前回、内海議員さんからだと思うのですが、問題点についてというご質問をいただきました。主な問題点は大きく分けて3つございます。1つは、個人情報の流出や成り済まし犯罪などが懸念されるという個人情報流出の危険性の問題、2つ目といたしまして、サイバー犯罪などが絶えないネット時代におけることから、サイバー攻撃と安全保障の問題、3つ目、常山議員さんからもお話がありましたとおり、システムの初期的段階に係るコスト、それから安全対策をとればとるほどコストが上がっていきますランニングコストの問題等経費の問題、この3点が挙げられるかと思えます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） スケジュールについてはわかりました。

それで、その付番号の通知が2015年、来年の10月には私たち町民にもそういうスケジュールというか、その番号が来るわけですね。その前に、町としてはやはり町民の人にお知らせというか、そういうことはいつごろからやるのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えします。

スケジュールですと、先ほど申し上げましたように、ことしの4月からシステム機構の設立がなされておりますので、それに伴いまして住民への番号制度に関する周知、告知、来年の27年10月に向けて行ってまいります。広報等を利用して告知をしてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） はい、わかりました。ぜひこれ本当に、先ほど総務課長がおっしゃいましたように、大変問題があります。個人情報の流出とか、今言った問題点があるのですけれども、本当に町民とか私たち国民が知らないうちに、知らないというか、関心がないうちにこういう番号制度が決まってしまって、そして私たちが全てその番号でこれからいろんな書類をとるにしても、こういうふうに照合してやっていくという、本当に大変な時代に来たのだなというのを思いますし、やっぱり町のほうも町民にぜひい

ろんな点で周知していただきたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） この補正の主なもので大雪被害のものが組み込まれておりますけれども、撤去で町は県同様4分の1の負担をしてあげると、再建で5分の1町が負担をしてあげるというふうな感じで理解いたしまして、これ全体を眺めますと、単純に1,150万円ほどの町の負担の発生が推測されるわけなのですが、その町の負担に対する手当てはどのような形で行われますか。町の負担する資金の手当てです。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 1 番、小杉議員の質問にお答えいたします。

国からの、農林水産省からの通知によりますと、地方公共団体が負担した金額に対して特別交付税措置として8割を講ずるという通知がございます。

以上でございます。

○1 番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。4ページの歳出の企画費、子育て世帯定住促進奨励補助金、追加1,500万円ということなのですが、たしか当初が500万円で、ちょっと少ないなど。今回の、今年度のたしか目玉の政策だったと思うのですが、ちょっと少ないなど思っていたところ、ここへ来て補正でどかんと3倍というのは、ちょっと見通しが甘かったのかなというふうな気もしますが、何で少なかったのかなという理由があれば、その辺のことを教えていただきたいと思いますのが1点と。

それから、きょうの挨拶の中で10件程度というような話があったと思うのですが、としますと、見直しはあと10件というぐらいになるのかなということなのですが、そのあたりの見通しがどういう根拠なのか、それから10件の中でいわゆる転入者、転入してきた方がどれぐらいおられるのかということがわかれば、数だけで結構ですので、どれぐらいという、何人といえますか、何世帯ですか、というような情報が教えていただければと思います。

それから、5ページの災害対策費、大雪被害住宅助成金についてなのですが、追加したら、さらに締め切り延ばしたら、さらに追加ということで先ほど数字を挙げていただいたのですが、単純に言いますと、754万1,000円になったと、それ以前が151件で556万円との大体予定だったということなので、件数にして約204件に増加ということですから、53件、金額にして約200万円の増加というふうに数字上出るかなと思うのですが、このたしか大雪の被害、住宅被害の場合は10万円ごとに1万円ずつの助成で最高50万円までだというふうに聞いております。まず、その辺の事柄を確認しておきたいと思うのが1つと。

それから、いわゆる継続といえますか、住宅のリフォーム資金の助成、20万円以上4万円、これがことし、今年度から何件であっても20万円以上であれば利用できるというふうになったかと思うのですが、その併用はというふうになっていたか。たしか併用、要するにそれを併用して、この大雪被害との併用はたしか不可だったと思うのですが、その点も確認しておきたいと思います。

まずは、以上でお願いします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員の質問にお答えをいたします。

子育て世帯の補助金でございますが、当初予算で5件、これは……

○10番（林 豊議員） 500万円ですよ。

○総務課長（川田稔久） 500万円、はい。おおむね5件を予定をしておりました。今回の補正に当たりまして、最終的に20件、1件当たりの補助金額を100万円といたしまして2,000万円を見込み、当初予算に計上いたしました500万円がございますので、不足額の1,500万円を今回計上をさせていただいたものでございます。今まで申請件数が13件ほどございます。これ全て町内の在住者からの申請でございます。そして、子育て世帯の新築に係る申請で、町内業者による建築は2件、13件の中で子供の人数は21名でございます。

次に、大雪被害住宅助成金の内容ですが、この被害に係る工事費に要する経費が10万円以上のものが対象となっております。10万円以上のものの消費税を除く分の10分の1以内の額として、5万円を限度として支給しております。他の補助金との併用でございますけれども、今回の補助金と他の住宅リフォーム等の補助金、目的も違いますので、同じ内容といいたいまいしょうか、同じ部分の改修等になる部分は問題があるかと思いますが、住宅リフォームと内容が違うのであれば該当になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 子育て世帯のほうの補助金については、思ったよりも非常に好評でというふうに理解したいと思いますが、それはそれで政策として大変よかったのかなとは思いますが、編入といいますが、こちらに入ってくるほうを考えるとすれば、対外的なといいますが、外向けのPRが少し必要なのかなというふうなことも感じますが、他の町村といいますが、他の自治体も同じようなことをやる、またはやっているであろうから、なかなかそうやったとしても余り期待はできない部分もあるかもしれませんけれども、やはりそういったことも多少は必要なのかなと感じるところがありますので、検討をお願いします。

それから、今、大雪被害のほうなのですが、今の答弁、基本的には理解できるのですが、リフォーム、例えば屋根の改修であるとか、そういったことも少なからずあるわけです。全く同じところについて、リフォームと、それから大雪被害のというようなこともあるか、申請としてあるかと思うのですよね。その際に果たしてどういうふうな対応をとるかというのは、現時点でといいますが、見解をはっきりしておいたほうが後々のトラブルの防止になるのではないかと。たしか最初、当初は、私の理解、勝手な理解だったかもしれませんが、両方は併用できないと。それから、ちょっと言い忘れたのですが、その他の町との関係のいわゆる任意保険的なものも適用されるものがありますので、それらとの併用等もこの際のはっきりできるものであればしておいたほうがいいのではないかなと思うので、その辺の見解をもう一度お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

確かに保険から支給されている、かつ補助金を申請をしている方もおるかと思いますが、なかなかその辺を調査するのは難しいことございまして、保険に入っている方、保険に入っていない方にかかわらず、申請があり、該当するものについては支給をしまいたいと考えております。

あと、リフォームの件につきましては、たしか小杉修一議員から質問をいただいたのではないかと思います。そのとき、町の補助金とバッティングしなければというふうな言い方で説明をしていると思うので

すが、はい、考えていきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） リフォームの件については、先ほども確認したのですけれども、今年度から20万円以上であれば、件数、20万円以上の件数が何回も使えるということで、非常にいろんな形で、業者の話も聞いたところ、「いや、それはないだろう」なんていう話だったのですが、現実としては20万円以上の箇所であれば何カ所でも使えるということになっていきますので、大雪との兼ね合い、使えるものが、利用できるのであればそれはどんどん利用して、させてもらったほうが町民としてはありがたいことなのだろうと思うので、その辺後々になってトラブルのもとにならないように、特に追加の部分を見ますと53件ふえた中で200万円ということは、単純に約4万円なのですよね、増加が。そうすると、いわゆる約40万円ぐらいということになりますと、リフォーム資金のほうも利用すればそれに倍額する形で支給が狙えるのかなというふうに考えられるところもあるので、その辺早目の対策というか、を検討をしておいたほうがいいし、もし使えるというのであれば、逆にPRをしたのがいいのかなというふうにも思いますので、その辺しっかりしておいてもらいたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） はい、しっかりしておきます。申請を受け付ける際に、大雪の被害で被害をこうむったという罹災証明を添付をさせておりますので、そのリフォームとのあわせての支給といいたまいますか、申請をしてくる可能性はないというふうに踏んでおりますが、よろしく願いいたします。

○10番（林 豊議員） はい、結構です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 私も雪害の関係のご質問させていただきたいと思います。

4ページ、款6農林水産業費ですか、目3農業振興費ということで、私もあの大雪後いろいろと秩父郡市内等を見て歩きましたけれども、今、最近なってもまだビニールハウス等大規模経営やっている農家の方ですけれども、ビニールが撤去されただけで、パイプはまだそのままということが大分あるようです。さらに、これで補助金は出ても年内に撤去できるのかなというふうな、そんな今ちょっと危惧しているところですが、町内におけるいわゆる雪害の、農業に関するハウスですか、ハウス等と撤去済みと、あと再建されているかどうか、この件をちょっとお聞きしたいのが1点。

それで、その後再建する場合、撤去されていない場合というか、年内に撤去をされない、再建されない場合はどういうふうにするのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 6番、新井議員のご質問にお答えいたします。

現在の撤去済み、それからこれは再建済みについて、大変申しわけないのですが、今、数字をちょっと覚えておりません。

それから、ちなみに5月21日に秩父農林振興センターで課長に対するいろんな事業の説明会がございましたが、この中では埼玉県全体で見ますと、再建が済んだパーセントでございますが、埼玉県全体で1.1%が再建が済んだということでございます。それから、再建中のものが3.1%、再建されたもの、再建中のものを含めて4.2%でございます。

もう一点、年内に終わらない場合はどうするかというご質問でございますが、現在の農林水産省の言い

方でございますが、年内ということ考えているようでございます。ただ、これについては今現在皆野町でもその見積もりがとれないと、頼んでもとれないと、そういう状況が実際続いておりまして、これは皆野町に限らず、埼玉県全部で同じような状況が続いているところでございます。町、それから県、それから農協なども国に対して年内では非常に厳しいと、翌年以降どこまでなるかはわかりませんが、続けて事業を継続していただきたいということでお願いを申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） ありがとうございます。確かに私も今いろいろ撤去とか再建の状態を見ている、ほとんど今、秩父郡市内でも何件か、大規模農家のハウスに関してはややもう工事が始まっているようですけれども、恐らく年度内にこれできないのではないかなというふうに思いますので、これから農業を継続する方に関して意欲を失わないようにということで、ぜひその点いろいろと配慮願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 農業振興費の関係、6,306万円の補正の関係なのですが、2月の大雪による農業施設の撤去なり、再建にかかわる補助金というふうに理解しているのですが、具体的に対象件数、撤去については何件、再建を希望しているということになるかと思うのですが、何件、その内訳について、申請の段階での内訳についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員さんのご質問にご回答申し上げます。

この大雪被害による申請の件数でございますが、実際には申請はまだ受け付けておりません。4月18日に第1回目の市町村の要望という形で出して、その後5月16日に第2回目の要望という形で国に対して額を要望いたしました。このときの額が皆野町につきましては7,119万5,000円となっております。この中で撤去については30件でございます。再建については25件でございます。この30件と25件の差でございますが、30件の方は撤去するけれども、5件の方は再建をせずに露地栽培で農業経営を続けていくという話を聞いております。このため、撤去が30件、再建が25件という形になります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、よろしいでしょうか。

○12番（内海勝男議員） はい、いいです。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

- 議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。この際、同意第2号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。  
よって、同意第2号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時48分

- 議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第1、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求め  
る件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。  
人権擁護委員としてご活躍いただいております田島伸一氏の任期が平成26年12月31日をもって満了とな  
ります。

つきましては、皆野町大字三沢779番地、田島伸一氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推  
薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） これをもって、質疑を終結いたします。  
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。



### ◎同意第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております山口三千代氏の任期が平成26年12月31日をもって満了となります。

つきましては、皆野町大字皆野2945番地、山口三千代氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定しました。



### ◎請願の審査報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元に配付のとおりです。

---

◇

◎平成26年請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（四方田 実議員） 平成26年請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第1号については、平成26年3月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員、お願いします。

〔総務教育厚生常任委員長 林 豊議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 総務教育厚生常任委員会の請願審査の結果をご報告いたします。お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。

休会中に委員会を開きまして、各委員と討議をした結果ですが、委員の意見の中に、ごらんの報告書にありますように、介護保険要支援者の保給を継続するようということではあるのですが、それによって、肝心の介護予防事業のほうの要介護者への保険給付のほうの必要性というのが明記されておらず、その辺についての保障がないと、より不都合が生じるのではないかという意見が多数出まして、この意見書については不採択とすべきものというふうに結論が出ました。

以上、報告をいたします。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

---

◇

◎請願の審査

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は1件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。



◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、請願第2号 過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める請願書を議題といたします。

請願第2号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議がありますので、3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） この過労死防止基本法の制定、もちろん今、国会で衆議院は採択はされて、今、参議院に回っているところです。そして、国会では全政党が参加する超党派の議員連盟が立ち上がっているわけですが、これから参議院でこの残り少ない国会の中でどういうふうに審議が行われるのか、今、状況を見ているところですが、ぜひこの中で、本当はここで審議をして、少ない日程の中で、町として意見書を出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時58分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの案に異議がありますので、起立によって採決をいたします。

請願第2号は、委員会の付託を省略することに反対の方は起立を願います。

〔「付託を反対する人」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 付託に反対をする人の起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（四方田 実議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は総務教育厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（四方田 実議員） 追加日程第6、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いをいたします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔総務教育厚生常任委員長 林 豊議員登壇〕

- 総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 総務教育厚生常任委員会の調査報告になりますが、調査対象としましては、寄居町の「デマンド型乗合タクシー」の件についてであります。

大変よくまとめができておりますので、一読していただければ大体内容については理解いただけるかと思いますが、詳細についての資料は事務局のほうにありますので、そちらのほうもあわせて見ていただくとよいかと思うのですが、寄居町というのは確かに人口が皆野の約4倍ということなのですが、地形的な問題、荒川が中央を通り、それによって交通不便地域というのも周辺部に意外に多くあり、大変公共交通についても、電車であるとか、バスであるとか、非常に充実しているように見えるのですが、そういった地域を含む地域で、大変皆野に事情が似ております。現在、今から実際の状況で言いますと、2年前に本事業の検討委員会が立ち上げられまして、町民のみならず、いろいろな委員約20名から検討をし、試行を1年間経た後、昨年度から1年間実施にして、ことし2年目に入ったところです。大変そういう点では皆野町のいわゆる相乗りタクシーの事業と時系列としては似通っているのですが、大きな違いとしては、いろんな多方面の方々からの意見を聴取しているということ、それででき上がったものが比較的多くの町民に利用しやすいという点が手本になるかなというふうに思っております。確かに人口比でいけば大変違いがあるのですけれども、その辺の事柄の違いを見ながら、今後のこの事業に関して参考になればいいなと、そのように考えております。

以上です。

- 議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で、総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



### ◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第7、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いをいたします。

産業建設常任委員長、5番、大澤金作議員。

〔産業建設常任委員長 大澤金作議員登壇〕

○産業建設常任委員長（大澤金作議員） 産業建設常任委員会の調査報告を申し上げます。

去る6月6日なのですけれども、議長を初め全委員の参加をもって行いました。執行部側からは、お忙しい中、小宮建設課長、また長島主幹、産業観光課長の大家課長、そして事務局であります吉橋局長が随行で一緒に行っていただきました。

調査の概要なのですけれども、26年6月6日に行った建設課所管の平成25年度建設工事現場の調査、朝9時20分から4時まで、また役場に戻りまして、平成26年度の事業並びに産業観光課所管の平成25年度工事の執行状況を説明していただきました。また、その中には大雪被害、被災農業者向け経営体の育成支援事業についての説明を受けたのが4時10分から5時10分でした。

建設工事の調査なのですけれども、建設課所管の平成25年度、これは平成26年度繰り越し分も含まれたところなのですけれども、建設工事の一覧の、右に一覧表がありますけれども、22事業中20事業の現場の調査を行いました。それぞれが計画どおり完成していることと皆さんで確認をいたしました。中でも特に町道皆野139号線、国道140号バイパス、パチンコ屋さん前から「み～な公園」への進入路、橋梁の4カ所には、オブジェ的な「み～な像」が建てられております。これは来園された方々に親しまれるように配慮されているものと思われます。また、林道能林線補修工事では、埼玉県内初となる「ポーラスコンクリートブロック」というのを使用したテールアルメ工法により、自然生態系、景観の向上に配慮したものであります。一日中雨の中での調査でしたが、各委員とも真剣に取り組み、内容のよい、濃い調査となりました。

また、その上に、産業観光課所管のポピーまつりは、県内全市町村及び県内の道の駅へのチラシの配布や、新聞、テレビ等メディアで取り上げられた効果が非常に大きかったものと思われます。また、このポピーまつりにおきましては、おもてなしの精神、役人根性でなく、本当におもてなしの精神での対応がよかったのではないかという意見が多くありました。

お互いの共通事項なのですけれども、1つ、継続事業を確実に実施していただきたい。1つ、職務に対する職員の熱意が強く感じられた。1つ、特に大型工事は安全確保と現場管理等を徹底すること。これは皆さんもご承知のとおりでありますけれども、蟹沢橋の工事が工事のミスで1年以上もおくれていることとございます。町の大型事業といいますれば、今度下田野橋りょう整備工事等があるわけですが、こういった面に対して現場管理、安全確保をやっていただきたい、こういうこととございます。

建設工事、建設課55件、産業観光課15件について、限られた戦力で調査、設計、用地取得も行っていることから、マンパワーの不足は否めないが、今後も事業執行体制の強化、業務委託の活用などの対処を講じて、計画的、なおかつ効率性を重視した事業推進と、よいアイデアなどによる活性化が望まれるところとございます。

3ページには、その現場の調査の一覧表がございますが、18番、21番におきましては未調査でございます。

4ページの産業観光課、工事のこれは執行状況の一覧表でございます。

5ページは、産業観光課の被災農業者向け経営体育成支援事業に関する、大雪に関することですね。あとは補正予算の関係。

最後のページには、平成26年度ポピーまつり、今年度です。当初はそんなには入場者がいないのではなかろうかと予想されておりましたけれども、倍にも近い入場者を迎え入れられ、当初予算ラインでは約280万

円ぐらいと見込んでおったのですけれども、最終実績では300万円ぐらいの見込みだそうです。

どうかお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

大変ご苦勞様ございました。ありがとうございました。ご苦勞様でした。



#### ◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第8、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第2回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 宮 前 司

署 名 議 員 常 山 知 子